

食 品 安 全 委 員 会
リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 専 門 調 査 会
第 22 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平 成 18 年 2 月 20 日 (月) 13:30 ~ 16:05

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

- (1) 効果的なりスクコミュニケーションの推進を図るための手法について
- (2) 食育推進基本計画策定の進捗状況について
- (3) 三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について
- (4) その他

4 . 出 席 者

(専 門 委 員)

関澤座長、犬伏専門委員、小川専門委員、蒲生専門委員、神田専門委員、
見城専門委員、高橋専門委員、千葉専門委員、福田専門委員、三牧専門委員、
山本専門委員

(専 門 参 考 人)

川田専門参考人、

(食 品 安 全 委 員 会 委 員)

寺田委員長、小泉委員、中村委員、見上委員

(厚 生 労 働 省)

藤井大臣官房参事官

(農 林 水 産 省)

中山消費者情報官補佐

(事 務 局)

一色事務局次長、吉岡勧告広報課長、西郷リスクコミュニケーション官

5 . 配 布 資 料

- 資料 1 「食品の安全性確保のためのリスクコミュニケーションの改善に向けて（仮題）」について（案）
- 資料 2 食品安全のリスクコミュニケーションに関する国際ワークショップ第 2 回概要（平成 18 年 2 月 1 日～3 日）
- 資料 3 食育推進基本計画検討会の開催状況について
- 資料 4 - 1 リスクコミュニケーションに関する取組について
- 資料 4 - 2 食品安全モニターからの報告について
- 参考 1 第 15 回～第 20 回リスクコミュニケーション専門調査会における講演の概要
- 参考 2 食育推進基本計画案における目標値について
- 参考 3 企画専門調査会における審議状況について（平成 18 年度食品安全委員会運営計画（案））
- 参考 4 - 1 米国から到着したせき柱を含む子牛肉の確認について【食品安全担当大臣談話】
- 参考 4 - 2 松田食品安全担当大臣記者会見発言メモ
- 参考 5 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 17 年 7 月 28 日内閣府食品安全委員会決定）
食品安全委員会専門調査会運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）
- 参考 6 「食品の安全確保に関する取組」（厚生労働省医薬食品局食品安全部パンフレット）

6．議事内容

関澤座長 それでは、定刻となりましたので、第 22 回「リスクコミュニケーション専門調査会」を開催させていただきます。

本日の議事は「（ 1 ）効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について」。

「（ 2 ）食育推進基本計画策定の進捗状況について」。

「（ 3 ）三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」。

「（ 4 ）その他」ということで進行させていただきたいと思います。

本日は、唐木さん、吉川さん、近藤さん、西片さん、前林さんの 5 名の方が御欠席です

が、11名の専門委員の皆さんと専門参考人の川田さんに御出席いただいております。見城さんは少し遅れておいでになるということです。

食品安全委員会からは、寺田委員長、リスクコミュニケーション専門調査会御担当の小泉委員と中村委員にも御出席いただいております。また、見上委員が遅れて御出席と伺っております。

厚生労働省からは藤井大臣官房参事官、農林水産省からは中山消費者情報官補佐に御出席いただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に議事次第がございますので、そちらを御覧ください。

それでは、事務局の方から配布資料について御説明をいただきたいと思っております。

西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。お手元の議事次第の裏を見ていただきますと、配布資料というのがございます。

まず座席表と専門調査会のメンバー表が付いてございます。

資料1「『食品の安全性確保のためのリスクコミュニケーションの改善に向けて(仮題)』について(案)」。

資料2「食品安全のリスクコミュニケーションに関する国際ワークショップ第2回概要(平成18年2月1日～3日)」。

資料3「食育推進基本計画検討会の開催状況について」。

資料4-1「リスクコミュニケーションに関する取組について」。

資料4-2「食品安全モニターからの報告について(平成17年12月分)」。

資料4-3「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等について(平成18年1月分)」。

参考資料でございますが、参考1「第15回～第20回のリスクコミュニケーション専門調査会における講演の概要」。そのつど参考資料でお配りさせていただきました今までの分をまとめて参考1としてございます。

参考2「食育推進基本計画案における目標値について」。

参考3「企画専門調査会における審議状況について(平成18年度食品安全委員会運営計画(案))」。

参考4-1「米国から到着したせき柱を含む子牛肉の確認について【食品安全担当大臣談話】」。

資料4-2「松田食品安全担当大臣記者会見発言メモ」。

資料5「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項」。

要するに伝えたい情報も相手を絞り込んで練るといったことのようなようだったと思います。そのときに御議論いただいたのは、要するにわかりやすく本質を伝える技術というのはなかなか難しいけれども、これが必要だねという御議論だとか、田熊さんから短時間に伝えるということ、番組制作所で7分間が限度で、それ以上やると飽きてしまうということとか、あまり中身が多過ぎると、特に子どもでございましてオーバーフローを起こすということで、そういうところではほとんど専門的な技術が必要なんだといった御指摘でした。

もう一つは、番組では全然知らない子どもたちを使って聞いてみるということをするんだそうですけれども、概念のない人にその資料を使って説明をしてみて、効果を把握してから使うべきだということが出たかと思います。

次に、高橋さんから、フードファディズムを中心としたプレゼンテーションをいただきました。これを食べていけば大丈夫、これを食べたら危ないとか、そういった短絡的なフードファディズムをなくしていくことが重要だという視点でございましてけれども、情報の共有が必要とか、あるいは量の概念といったものを、何があるから危ないとかではなくて、どのくらいあるのか、どういうふうに食べたら危ないのか、そういったことが必要だということや、その他いろいろな情報の提供があったかと思います。

御議論としては、いわゆるメディアリテラシーというんですか、いろいろ氾濫する情報の中で自分の生活に取り込んでいくのはどのような情報なのかといったものを涵養していく必要があるだろうと。

当然、伝達の方法が非常に問題になるとか、量の概念となってくると今度はリスクリテラシーという問題ではないかといった御議論もあったかと存じます。

特に学校教育の場で、安全性教育、食育ということもあるので、そういったこととの連携とかも必要なのではないかという御議論があったかと存じます。

次に、今日は御欠席でございまして、サントリーの近藤さん。会社で非常にいろいろ苦労をされているということでございましてけれども、要するに会社だからといって困る情報は伝えないというのではなくて、知りたいことに答えていくという姿勢でもってやってきてはいるということなことです。

それから、どのようなことがリスクとしてとらえられるかといったことについて、早くわかるようにならなければいけないとか、そういうことでございました。国に対しては、早く、広く、わかりやすい言葉で公表してほしいとのことでございました。

意見交換会でございましてけれども、場所とか規模とか対象は工夫して、一般の消費者の意見がちゃんと反映されるような仕組みを考えてほしいというような御要望だったかと存

じます。

御議論としては、そのようなことがあったり、科学者とかの視点とか、あるいは専門家と言われる方々について、日常の生活者の視点というのはどんなことを考えているのかということを知った上で、こういうコミュニケーションを図っていく必要があるのではないかとか、意見交換会については、すべて国主催とするのではなくて、消費者センターとか、コミュニティーセンター、いろんなところで、大学祭などという話もございましたけれども、そういったところにもいろいろ連携を検討するべきではないかということでもございました。

次に、三牧さんはすかいらーくの総合品質保証部長をされておりますが、自社での購買管理規定とか食品衛生定量管理、要するに公開されたそれらの規則によって安全性を確保しているんだという事例の中で、そういった事故はなければいいというのではなくて、必ず起きるので、起きたときのことを考えて、そこを透明にやっていくことが重要だということでした。

意見交換のことについては利害が絡んでくるので難しいけれども、お互いに理解していくことが重要だとか、あるいは企業の立場からすると、どこまでやればいいのかということとかもしれませんけれども、リスクコミュニケーションのガイドラインみたいなのを示されたら非常にいいというお話もございました。

そのときに議論に出たのは、事業者と消費者との健全な緊張関係ということがございましたけれども、企業の立場からすると、その安全基準の内外差異があったときに、何でそんなことが起きているのかとか、そういったことも考える必要があるのではないかと。そのときに消費者団体のホームページなどにアプローチしていただくこともいいのではないかと。そのような御意見もあったかと存じます。

次は消費者ということで、犬伏さんからですけれども、説明が丁寧でない不安だけ増大する傾向があるということ、率直な話し合いがないといけない、あるいは生半可な知識だとどんどん変な推測が行くということなので、判断力が必要だというお話があったかと存じます。

その上で、家庭科教育との連携とか、事業者というのは消費者の声をクレームとしてとらえるのではなくて、事業展開にプラスになる情報として取り上げていくべき。それは前に2つの発表で示されたことでもございますけれども、そういったことをどんどん伸ばしていくべきだということなんです。

神田さんからは、各ステークホルダーが政策づくりにはっきりと参画していくというリ

リスク分析の仕組みが非常に重要だということと、いろいろ意見を出しても途中でわからなくなってしまうことがあるので、その政策決定にどう反映されたのか、あるいは反映されなかったのかといったことについて、きちんと見せるようにすべきだということです。それから、消費者の方も研鑽を進める必要があるということや食育の問題が指摘されました。

リスク分析というのは食品の世界で導入されて2年半経ったわけですがけれども、意外とわからなかったところが多いので、そういったことはいつも説明していかなくては行けないということと、本当に参加しているんだという何か保証が必要だとか、去年のメチル水銀のリスクコミュニケーションが意外とうまくいったのではないかというか、わかりやすい情報が提供されたということなので、そういったことを今後もやっていったらどうかという議論があったかと存じます。

新蔵さんは全漁連の方で、前までこのメンバーだったんですけれども、漁業者の立場からすると、やはり何も情報を出さないでやっていくということはもうできないので、それをやっていかなくては行けないということはわかるんだけれども、そのシステムがなかなか難しいということでした。

漁業者の立場から見ても、去年のメチル水銀のリスクコミュニケーションは良かったのではないかという評価をいただきました。そういった業界からすると、その前はキンメダイの話があったのかもしれないけれども、いわゆる「風評被害」でございますが、これについての検討を進める必要があるということでございます。

次はやはり生産の立場から、門傳さん。この方は前まで企画専門調査会のメンバーをされていた方でございますけれども、実際に農業をされている方ですが、農家の方も栽培履歴等の情報開示の重要性を非常に認識してきているということでもあります。あとは食育ということなんですけれども、農業の立場からすると、農業をきちんとやるということが健やかになるためにもなるんだという理解を食育でやってほしいという御要望もありました。

ポジティブリストの話が若干出まして、意図しない混入というのがあっては行けないとか、いいとかいう議論については、生産の事情さえわかれば、消費者だって、あっては行けないとかいうことを言っているのではないという議論があったので、お互いの情報交換が必要だということでございます。

次に自治体でございますが、まず東京都の小川さんからは、東京都としては大消費地としての特性を踏まえたことをいろいろやっているというお話がございました。

国への要望としては、耳の痛い話でございますけれども、企画段階から戦略的に結果を見通しながら全体像を把握できる人材が欲しいと。それから、意見交換会など自治体との

共同開催等の連携をどんどん進めるべきだと。

要するにどのような情報を出して、どういうふうに受け取られたと思っているのかといったことについて、把握して公表していくべきだというお話がございました。そういったところについて、都はいろいろやっぺいらっしやるわけですがけれども、ステークホルダーに情報提供、国と地方との役割分担だとか、あるいは連携の仕方、ネットワークということになるかもしれませんが、そういったことを検討していく必要があるという御議論になったかと存じます。

生産県という形で熊本県から来ていただきました。熊本県も食の安全対策会議を設置されて、いろいろ総合的な食品の安全性の情報活動をされているようですが、特にQ & Aとか食育ドリルとか、非常に独創性に富んだツールをいろいろつくっていらっしやるということでした。

ネットワークという点では、まず県内に市町村のネットワークをつくるということをやっぺいらっしやるとか、あるいは九州、山口地域の県単位のネットワークを講じているということをしているということでした。

地域に合ったコミュニケーションツールの作成を支援しなければいけないとか、あるいは県民会議とか地方で出た場合について国が対応しなければいけないことについて、どうやっぺ国が知ることになっているのか、やはりネットワークが必要だといった議論があったかと存じます。

そういった議論をしてきたわけですので、元に戻っていただきますと、一応これを始めるときから、大体一通り終わったら、今後の改善の方向について、今後ちゃんと国がきちんとやっぺいくようにといったものにまとめていっぺはどうかというお話だったわけですので。

御提案でございますけれども、今もう2月になっているわけですので、3月～4月に当たって、まだコミュニケーションの御研究の立場、メディアの立場、あるいは実際に評価をされている方の立場といった方々の国のリスクコミュニケーションをこうすべきだといった御意見について、まだ承っていないところですので、できればこんな方向で、ここに担当委員案と勝手に書いてございますけれども、その中からどなたかが御発表をいただいた上で、3に書いてございますが、ピックアップをするという形でまとめて、もんでいただいて、食品安全委員会に報告。

外に出していくこととなりますので、意見・情報の募集をかけて、食品安全委員会で決定という形で今後の方向ということにいたしたいと考えております。

なお、それに当たって、後でも御報告申しますが、発表以外に食品安全委員会が調査事業といたしまして、いろいろこうしてはどうだとか、ほかの国の事業を調べたりしておりますので、そういったところで示された示唆なども入れてやっていったらどうかと考えてございます。

一応、事務局の考えでございますけれども、とりとめ案に盛り込む内容と申しますと、先ほど申しましたように、一応、現状と課題というのを大分前にまとめましたので、今回は技術的にこういうふうにすべきだという、例えば、ツールの点だとか意見交換会の開催とか、あるいは人材の問題といった、要するに具体的な方法に限った形とさせていただきたいということで、簡単でございますけれども、とりとめ案に盛り込む内容の例として、1つ人材の育成ということにつきまして、非常に出し手、受け手のことにつきまして勉強とかいうことが大分あったので、そのことについてまとめなければいけないかと思えます。

めくっていただきますと、コミュニケーションツールと書いてございますけれども、要はいろいろな媒体でございますけれども、いわゆる意見・情報の募集、いわゆるパブリックコメント、意見交換会、ホームページ、安全ダイアル、印刷物など、いろいろな媒体がありますけれども、その改善の方策。

よくネットワークと申しますか、国と自治体だけではなくて、いろんなステークホルダーのネットワークもあると思えますけれども、そういった方法。

特に意見交換会について、いろいろ御意見をたくさんいただいておりますので、そのやり方につきましては、いろいろテーマを絞れとか、目標の設定をきちんとするようとか、対象をもっと絞った方がいいのではないかと、場所、日時、その他がありますけれども、そういった点について、細かく書くのかと思えます。

その他でございますが、要するにリスクコミュニケーションがうまくいっているか、いないかの評価の方法だとかが一時議論になりました。

食育につきましては、ちょっと違った切り口でございますけど、今いろんな作業が進んでございますので、そういったことについての貢献の仕方についても触れなければいけないかと考えてございます。

以上、資料の説明です。

関澤座長 どうもありがとうございました。それから参考1がございましたね。

西郷リスクコミュニケーション官 参考1は、今まで御発表いただいたものの概要でございますので、参考1を要約すると資料1の別紙のようになっているのではないかと考えているところでございます。参考1は今までやったもののもうちょっと詳しいものでござ

いますので、参照していただければと思います。

関澤座長 大変ありがとうございました。専門委員の皆様、あるいは外部の方の御発表は行政にとっても大変参考になる幾つかの御提言が含まれていて、手際よくまとめてくださっていると思います。これを是非今年度のとりまとめに盛り込んでいただいて、行政の食品安全のリスクコミュニケーションの改善に取り組んでいただきたいと思います。このとりまとめをつくる上で、皆さんは今日の資料を中心にして御議論をいただきたいと思いますので、どうぞ挙手をお願いいたします。

神田専門委員 質問をさせていただきます。私も何回かお休みをさせていただいたりして、つながってなくて、もしかしたら私だけわかっていないかもしれませんが、1つは仮題という形での言い回しというか、この「食品の安全性確保のためのリスクコミュニケーションの改善に向けて」という言い方になっているのは、これまで言っていた効果的なリスクコミュニケーション推進を図るための手法についてというのを言い換えたということですか。それが1つ。

それから、食品安全委員会の報告というのは、私はちょっと覚えていないんですけども、時期がいつというふうにありましたか。

それと、ここでまとめて食品安全委員会に報告をして、意見・情報の募集を行って、その意見を取り込んだ上で、また食品安全委員会で決定するという進め方になっているんですけども、意見・情報の募集を行って、その意見を取り込んだ上でというのは、その取り込むというのはだれがするのかなというようなことを教えてください。

西郷リスクコミュニケーション官 まず1つは題名でございますけれども、効果的なリスクコミュニケーションの推進という非常に広いものでございますから、マנדート上というか与えられている議論からいたしますと、参考5の2ページを見ていただきますと、これは現状と課題で今後の取り組み方向というのを示した中で、それをちゃんと全部検討してというふうに委員会から来ているんですけども、そのうちの下から3つの目のボツですけれども「迅速かつ効果的なコミュニケーションを行うためのシステムの開発」とか、その下のいわゆる風評被害の原因究明とか、あるいは国際リスクコミュニケーションとか、いろいろあるわけですけれども、言ってみればリスクコミュニケーションのやり方をちゃんと作りましょうというのを踏まえて、いろんな御発表をいただいていると思っております。

ですので、題名そのものは勿論ここで決めていただいてよろしいんでございますけれども、趣旨としては一応2年前に現状と課題でかなり方針というか、考え方について大分議

論いただいたものですから、今うまくいっていないところをほじくり出して、こういうふうに変えていったらいいのではないかとということで絞ったつもりになってございますが、これは事務局が勝手に付けた仮題でございますので、御議論の上でこちらで検討していただければと思います。

2番目に、いつ決定するということが決まっているのかということでございますけれども、現状の17年度の食品安全委員会の運営計画では、こういったことをリスクコミュニケーション専門調査会で検討いただいて、随時とりまとめということになってございます。

ただ、これを始めたときには、年度末に何か出したいねという雰囲気がこの調査会にあったかと存じますけれども、大体こういうふうの流れで来ておりますので、年度末はちょっと無理かなと思っておりますけれども、委員会からマンデートを出されているのは16年8月26日でございますので、何らかの答えをしていく時期かなと思っております。それから、このような発表を始められたときも、一通りわたったら何かまとめましょうという御議論があったかと存じます。

最後の意見・情報の募集を行う段取りでございますけれども、これは前回の現状と課題をとりまとめたときと同じパターンを使っているのと、最近、評価でも何でもそうでございますけれども、一応、専門調査会で何か議論がまとまるとそういう意見・情報の募集をしてやっております。関係者の意見を取り込むのはどうやるのかということでございますけれども、意見・情報の募集で出てまいりますので、それを見て専門調査会のメンバーに見ていただくということになります。

もし、大幅な改定だとか意見が違ふというようなことが出れば、多分もう一度調査会を開催するというをさせていただいて、また御議論いただくことになると思いますけれども、マイナーな変更でよろしければ、若干の修正はあるかもしれませんが、それはメールベースで行うとか、それは座長の御判断になると思います。座長の御判断でもう一回開いた方がいいということであればあれですし、そうでなければ皆さんにお話して、こういうふうに食品安全委員会に報告しましょうということであれば、そのとおり行くかもしれません。

もう一回御説明しますと、まずこの専門調査会で決まると、それを委員会に上げて、委員会がこれをもって意見・情報の募集にかけてみましょうということであれば、通例4週間をとってございます。

そうすると、寄せられた意見を整理をして見ていただいて、回答をどうしましょうかというのを座長、専門委員の方に御相談することになると思います。そのときの座長の御判

断として、もう一度専門調査会を開いてやり直さなければだめだという議論かとか、何か確認を求めるべきことがあるということで御判断になれば、開催をするということになると存じます。

そうでなくて、ほとんど意見がなかったり、ある程度テクニカルなことで、ここは改善しましょうというぐらいで済むのであれば、もう一度開催するまでもないということであれば、そのまま委員会に座長からこうだったのだと、勿論コメントは全部網羅的に出して、それに対して専門調査会の考え方と申しますか、こういうふうを考えて答えをしておりますといったことを付して委員会に出して決定する。あるいはそこでまた委員会が、これではだめだからもう一回専門調査会で検討しなさいということになれば、また専門調査会で検討ということになりますけれども、そこはいろいろ幾つか選択肢はあるのでございますけれども、意見の出次第によってやっていくということでございます。

神田さんの御指摘は、今までそういったことをやっている、ときどき見えなくなってしまうということがあるということではないかと思えますけれども、そこはそうならないように、それこそリスクコミュニケーションの専門調査会でございますから、そのやり方について考えていただいても結構でございますし、まさにそのやり方についての御提言をいただわけですので、そこは御随意ということでございます。

神田専門委員 進め方というのはわかりましたけれども、もう一つ、いつ決めるのか、報告を出すのかということをお聞きしましたのは、2のところでは3～4月にこういった形で発表をお聞きするというふうに組んでありますね。だから、取り立てて急ぐことはないのであれば、ゆっくりでもいいのかもしれないんですけども、何か話を聞く期間が長いかなという気がして、もし聞くのであればもっと集中して聞いて、メインの議論がなかなかできない中で、どうやってまとめるのかなと。

これを見て、実際にまとめる中身のところの時間がちゃんと取れるのかなというのを思ったものですから、そんな質問をしました。

西郷リスクコミュニケーション官 そこは御議論の出具合だと思います。確かにこれは事務局の日程調整の問題もあるんですけども、皆さんはなかなかお忙しくて、まとめて御議論を聞くというチャンスが取れなかったということがございます。

ただ、少なくとも専門調査会のメンバー構成から見て、あとこの3つのお立場ぐらいからはやはり御議論いただかなければいけないかなと思っております。その後の御議論については勿論、皆様方に決めていただく話でございます。

ただ、先ほど申しましたように、もうちょっと考えてみますと、もしこれをもって 19

年度予算などに反映させていくということであれば、予算要求というのは結構早めから始まりますものですから、ずっとやっていると間に合わないということになるということがございますので、事務的なことであれでございますけれども、最低6月ぐらいにまとまったり、あるいはまとまった方向が見えていますと、いろいろ各省庁とも仕事はしやすくなるということがございます。ただ、勿論それは予算ありきではございませんので、御議論にお任せしたいと思います。

関澤座長 ということは、年度をまたがって報告ができて上がるということもあるということでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 現状からすれば、この月に一度くらいのペースでやっていくと、あと2回は少なくとも専門調査会でまず意見を聞いて、それをまとめた上でどんなことがあるかということについてまとめていただくといった御議論も何回かしなければいけないとなると、年度内のまとめは難しいと思っておりますので、来年度初めくらいにできればというふうには思っております。

関澤座長 関連ですけれども、まとめ方としまして、ここに御用意いただいた専門委員の御発表だけではなくて、それ以外の議論とか海外の方をお呼びしたお話も全部一まとめにして報告書としてまとめ、外部にコメントを求めるということでよろしいんですね。

西郷リスクコミュニケーション官 はい、勿論。それこそいろんな知恵は言っていたきたいと思います。

関澤座長 ということだそうです。

神田専門委員 もう一個2ページのところですけれども、意見交換会について意見もいろいろ出ていて、特にという形でここをやろうということですね。先ほどの御説明の中に、例えば、参加対象を絞った方がよいという意見が出ているというふうにおっしゃったんですが、そういった意見交換会についてのまとめというんでしょうか、そういうものというのはできていたんですか。

西郷リスクコミュニケーション官 それはこれからでございます。いろいろ御意見の中に、食品安全委員会がやっている意見交換会でいろいろございますけれども、大概すべてのステークホルダーに参加募集をかけて、みんなに来ていただいて、情報提供をした後に議論をするという中で、全員参加ということも勿論重要だけでも、例えばこの専門調査会でもご議論があったのは、食品安全委員会でございますから、リスク評価の難しい科学的な理論みたいなものについては、もうちょっとかみ砕いた形の、たしか犬伏さんだったかと思っておりますけれども、いわゆるその問題についての初心者向けといたらおかしいです

けれども、初心者用の意見交換会あるいはプロ用というか、詳しい方向けの意見交換会というように、いろいろなのがあってもいいのではないかという御議論がありました。

もう一つは、場所だとか対象と言っても、いつも東京の真ん中だとか大阪の真ん中だけでやっていて、いわゆるウィークデーのお昼にやっていると、来れる人というのは決まってくるのではないかと。ですので、もうちょっと食品安全委員会も、お言葉を借りれば、軒先まで出かけていくことが必要かもしれませんが、それができないんだったら、だれかに行っていただくのを援助するシステムだとか支援するシステムなどを考えたらいいのではないかなど、そういった開催の仕方の議論があちこちから出てきたので、そういった点での在り方ということで、何もやり方が参加対象を絞ることが決まったとか、人数を多くする、少なくすることが決まっているとかいうことではまだないかと存じます。

関澤座長 特に意見交換会というスタイルでは、非常な御努力をされてきたわけですが、ほかの国と比べても非常にユニークなやり方だと思います。それはそれとして非常に大きな成果だと思いますが、どちらかというマンネリ化しているのではないかと、西郷さん自身の国際会議でのおまとめにも触れられていたと思いますが、今、御提言がありましたように、対象を絞ってより議論を濃密にやるというやり方や、先日、徳島には本間委員にお出ましまして、県主催ですけれども、食品安全委員の先生にお話をさせていただくというようなこともあり、やはりいろいろなやり方というのを工夫していく必要があると私も思います。皆さん、そういう点で何か御提言がありましたら、報告書に盛り込むべきだというような御意見等ございましたら、是非お願いいたします。

三牧専門委員 戻ってしまって申し訳ございません。とりまとめ案をつくり出すというのは今の段階ではこの課題になっている、この内容でつくることですか。

実は私もこれを見たときに、題にこだわるのですけれども、「食品の安全確保」というのがリスクコミュニケーションではなく、リスクコミュニケーションは検討すべきリスクをみんなで、コミュニケーションを実施し、そこまでのレベルだったらいいねという容認可能なレベルに落とし込むことなのだろうと思っているんです。

したがって、食の安全確保のためのリスクコミュニケーションの案をつくるのではなくて、そういう落としどころの許容レベルを明確にするためのリスクコミュニケーション案というか、まず題を決めていくことがとても大事なように思うのですけれども、題について議論がされてからの方がいいように思います。

関澤座長 という三牧さんからの御意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 勿論この題に事務局は固執するわけではございませ

んし、考えていただければと思うんですけれども、食品の安全性の確保のためのリスクコミュニケーションというのは、今、三牧さんがおっしゃったことであって、逆に言うと食品安全委員会で行われるリスクコミュニケーションはそれ以外はないわけで、食品安全基本法上、食品の安全性の確保のためにと何でもかかっておりますので、そのためのリスク分析であり、そのためのリスクコミュニケーションであるわけです。

ただ、食品の安全性確保という何かしがつめらしいとか、そういう話も現状と課題のときにもございましたので、そこはいろいろ言っていてよろしいと思うんですが、多分、三牧さんのおっしゃるのは、リスクパーセプションをもうちょっとみんなでどう共有するかとか、そういったことなんだろうと思うんですけれども、そこはもうちょっとパンチの効いた題を考えていただいても勿論結構でございます。

食品の安全性の確保というのは、何も危ない危ないということをしめるという趣旨ではなくて、要するにリスク分析の一環としてのコミュニケーションということでございます。

犬伏専門委員 今の御議論でしたらば、確保という言葉が100%安全という言葉に結び付いてしまうのが一般人のとらえ方だと思われるということだと思っております。

ですから、これは食品の安全性を知るためのものにしてしまえば、話としては一番よくわかるのかなと思いました。

神田専門委員 私はこの食品の安全性確保でいいと思うんですが、あえてここでわざわざまた付けてきたのは何なのかなという辺りだけが気になっただけです。取り立てて意味がなければ、今までリスクコミュニケーションとしていたので、当然、食品安全委員会などのいろいろな表現にもこれは使われていますから、ここで付けるのは私は問題ないと思うんですけれども、あえて何でと思って、うがった見方をしたかもしれませんが、そんなふうになんかと思ったので、そこだけ知りたいなと思いました。

関澤座長 タイトルについての御議論が少し進んでおりますが、何か御意見はございますか。

座長なので僭越ですが、私自身の受け取りでは、知るためのというよりも、言葉の選び方は別として、食品の安全性確保が最終目的であって、皆さんがどう受け取るかというのはその一部を構成するものではないかなという気がしているんです。

やはり本当に食品の安全性を確保するということが最終的に達成されなければいけないので、皆さんがいいよというレベルや感じ方というのはさまざまで、必ずしも1つの線に収まらない方が逆に当たり前だと思います。私個人としてはそういう受け取りをしており

ます。

小川専門委員 我々もよく考えるんですけども、リスコミをやって食品の安全が確保されるというのは、何かちょっと溝があるような気がするんです。リスクコミュニケーションというのはこういう議論であったり意見交換であったり、そういう話をして、それである程度共感したり理解したり納得したりして、それぞれの関係者が取組みを進めて、それが社会全体で浸透されてくるようになってくると、到達線として食品の安全性が確保されるという理屈ではないかと私は思っているんですが、知らない人がこれを見てしまうと、リスコミをやってすぐに食品の安全が確保できるのかととらえられてしまうことがあるかとは思いますが、私自身はもう慣れていまして、これは慣用句だと思っていますから、そういうことではないかと私は思いました。

三牧専門委員 私もまさにそういうところで、安全性確保のためには検査をすとか基準を決めることだというのが安全確保であって、それをこれでいいですかというふうにするのがリスクコミュニケーションだと思っていたものですから、確保とリスクコミュニケーションがくっ付いてしまうのがちょっと抵抗があったものですから、今お話をさせていただいたところです。

神田専門委員 リスクコミュニケーションと言ってしまうと、食だけではないというようなこともあったりして、これが付いた方がいいかなという気持ちは、どちらかという私もあったりするんですが、そういう誤解もあるのかなとなってくると、勿論もう一度考えた方がいいと思いますが、そういう意味では食品の安全確保のためのリスクコミュニケーションをまさに私たちはやろうとしているわけなので、私自身はあまり問題を感じないんですが、そういう感想を持ちました。

西郷リスクコミュニケーション官 実は、現状と課題のときに似たような議論がございまして、最終的には現状と課題のタイトルは、食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題と確かになっているので、確かにしゃくし定規過ぎかもしれませんから、食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けてとか、あるいはよりよい食の安全に関するリスクコミュニケーションに向けてとか、そういった形にして、前の現状と課題のワーディングで言うのは、前例主義で申し訳ございませんけれども、いいのかなという気もあって、これも確かにいろいろお知恵をいただいて議論をしたいと思います。

関澤座長 うまく落としどころをつくっていただいたようで、ありがとうございます。ほかの点もあると思いますので、どうぞ続いて御発言をいただければと思います。

犬伏専門委員 (1)に人材の養成とあるんですが、とりまとめの中にどんなふうにか

れを入れていくのか。これはこの前のときにも大変難しく、できるできないという話があったと思うところなのですが、どんなふうに入れていこうということなんでしょうか。こうした方がいいねというのは幾らでも言えてしまうと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 今までいただいた御発表の中では、確とした、こういう人をつくれとか、そういったのはなかったわけでございます。

一方、現状と課題の段階の議論では、各省が行っている研修だとか、そういったことを皆さんで見えていただいたということがございます。

今回どうするかにつきましては、勿論御議論によるわけでございますけれども、実は資料2の発表のところもそうございまして、後ほど御説明いたしますけれども、事務局で考えがあるわけではないんですけれども、我が国は各国と比べてみると、例えば、伝えるという立場からいたしますと、メディアとの関係が意外と練れていないという指摘が多いということがございます。

後で御紹介しますけれども、各国ではメディアトレーニングというのを発表する人が受けているということでございます。ですので、そういったことについて、もしこの調査会でも有用だということになれば、そういったことも書く余地はあるのかということをごちゃごちゃと考えるはありましたが、これは事務局で考えていることでございますので、勿論、御議論にということになります。

関澤座長 今の犬伏さんの御質問の関係では、例えば、NHKのプロデューサーのお話の中では、焦点を絞って、かつ限られた中で短時間に伝えるというのは、やはりかなりの専門能力ではないかと思いますが、そういったこととか、あらかじめ概念を持たない人に説明を試みて効果を見るといったことも、そういったことの仕組みをつくっておかないとなかなかできないことだと思います。

あと教育の場で、これは人材養成ということとは直ではないかもしれませんが、適切なツールの開発というようなことも言われていたと思います。どうぞ。

犬伏専門委員 ツールというより、ここでは人材の養成となっているんですけれども、コミュニケーションを取る前に、まずその事実を知らせるというんでしょうか、ここにこういうものありきというのを知らせて、そこからコミュニケーションが始まるんだと思うんですけれども、知らせる段階ですら、以前にもあったと思うんですけれども、この12月から牛で全頭耳標ナンバーが出ますというのと同じ例に挙げたことがあったと思うんですが、それ式に知らせるということのテクニックと言ったらいいんでしょうか。何もわからない人間に、無関心だった人間に、これがどういうことが書かれていて何を意味してい

るか。

この間、生命保険などで不払いというのがかなりありました。告知義務違反というのがありましたね。まず、告知義務というのは何なのかというのを知らせるということ。単にこんな質問をされています。告知書というのにこんなものがあります、これに「はい」か、「いいえ」で答えなさいと、それで知らせたよと思っているという部分の方が多いような気がするんです。コミュニケーションを始める前の資料といったらいいんでしょうか、何を今やろうとしているのか、法律の第1条の趣旨が何なのかを知らせる、その知らせるとい技術がターゲットによって違ってくるとい部分があるのかなという気が私はしているんです。

単に人材の養成というのではなくて、ことごとによって、それぞれのものによって、どういう知らせ方をまずするか。コミュニケーションを取る前の段階。そのコミュニケーションを取るための下準備の段階で、そこも必要なのではないかという気がするんです。

勝手に自分で思い込んで、BSEはこのことを言うのね、何とかってこのことねと、自分で思い込んで聞く。そして、そこで自分の思いからの発言をしていたのが今までの意見交換会という気がするんですが、前に何をここでコミュニケーションを取ろうとしているのかという下準備の段階、その下準備をどうあるべきかということもあっていいのかなという気が、このところ何回か出たところの範囲では思ったものですから。

関澤座長 それは人材養成の話とはまた別の話ですね。

犬伏専門委員 人材養成というだけではないのではないかと。

関澤座長 だけというよりも、別のことを今、御議論されたわけですね。

犬伏専門委員 そうですね。この人材がそれをするべきなのかもしれません。養成された人がやられるのかもしれませんが、だから、ここの中でかなと思ったんです。

蒲生専門委員 こちらに出ている人材養成や、いろいろなツールの開発、改善は当然必要なことです。人材養成はこのプリントに出ている以外にも、リスクコミュニケーターやインタープリターなど、すでにいろいろな大学や機関で養成が始まっています。それらの事例を持ちよって、この取組みは効果的であるとか、問題点は何かなどを検証していく方がより実務的な話ができると思います。意見交換会のやり方にしても、今やっているような大人数のものから、少人数で行うサイエンスカフェといったものまで様々です。日本や海外で、取り組まれている様々な具体例を持ち寄り、みんなで共有して話し合うといいと思うのですが、いかがでしょうか。

関澤座長 具体的なコメントをありがとうございます。人材養成というか、能力開発と

いった方がより広いかもしれませんが、それと私がさっきずれるかなと言ったのですが、教育との関係も出てくるのですが、この辺のまとめ方について、例えば、蒲生さんの方でいろいろ背景というか関連の事例も、もし御存じでしたら、少しまとめの段階でインプットしていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まとめの段階で、今まで限られた時間の中で、また限られた調査会の中での議論では足りなかった部分も相当あるかと思います。それらについて、今、蒲生さんからお話があったように、こういうこともあるのだとか、これは是非付け加えるべきではないかということとを専門委員の方からも御提言いただきまして、まとめの案をつくる段階で取り込んでいただいて、これはなかなかよい提言になるということでしたら、最終案に入れていただくということも可能かと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 今日お示した内容の例として、特にこういうのではなければいけないというわけではないんですけども、何が欠けているのかといったことをイメージしていただくためでございますので、今後の御議論かと思います。

ですので、時間もあれでございますので、もし差し支えなければ、次回以降、まずいろんなお立場の方からの御発表もありますし、あるいは情報提供が足りないというような蒲生さんの指摘もありましたので、こういったことを準備しろといったガイダンスを与えていただくということ。

あと、ドラフトは事務局でした方がよろしければ検討させていただきますが、以前からだれが書くかという話はいろいろあったんですけども、事務局では御議論がこうだったというので、専門委員からの御発表はこれで当てはまるのではないかというぐらいの作業になるんですけども、そうであれば、次回までにこういうのをもう一回やらせていただくということは可能でございますし、当然のことながらこれからの御発表の話もございませけれども、そういったことを決めていただければと思います。

関澤座長 西郷さんに非常に大事なことを指摘していただいたのですが、このドラフトをつくるというのはかなりの作業なので、それぞれ少しずつ分担して、いついつまでということやっていかないと進まないことなので、私も西郷さんに御協力させていただくつもりですが、座長代理の犬伏さん、またボランティアをしてくださる方がおられましたら、部分でも結構ですので、インプット、ドラフティングをお願いできればと思いますが、いかがいたしましょうか。

例えば、教育のところについては高橋さん、千葉さん、あるいは見城さんの方で少し書いてもいいということでしたらありがたいのですけれども。

この点につきましては、この場ですぐというわけにはいかないと思いますので、これから事務局の方からも御案内いただきまして、御分担いただけるところはないかということでお尋ねします。それでやっていただけるということでしたら、お忙しい中恐縮ですが期限付きで、どうしても行政の方がおまとめになると、スタイルがありまして、なかなか一般の方にはわかりにくいとか、具体性に欠けるなどあると思いますので、是非、専門委員のお立場からインプットしていただくと大変ありがたいと思いますので、公募の委員の方も含めまして、御協力いただければと思います。よろしくをお願いします。

あと今後の進め方についてなんですが、ここでコミュニケーション研究の立場から吉川さん、メディアの立場から西片さん、中村さん、リスク評価の立場から唐木さん、千葉さん、山本さんとありますが、日程の関係から言って3～4月はそれ程回数も開けないかもしれないので、できれば2回ぐらいでこの皆さんから御発表いただける予定が決まるとありがたいんですが、山本さん、いかがでしょうか。

山本専門委員 4月に必ずというのはちょっと約束しにくいんですけども、なるべく御期待に沿えるように。

関澤座長 是非よろしくをお願いします。

千葉さんはいかがでしょうか。

千葉専門委員 日にちを決めていただければ準備をいたします。

関澤座長 今日御出席の方の中には、あとの皆さんはおられないですね。

西郷リスクコミュニケーション官 特にこの方には絶対にやってほしいとか、やってほしくないというのがあれば別なんですが、そうでなければ、日程のこともございますので、今後3～4月の専門調査会の御日程を諮りつつ、そのときに御出席になれる方々から、各分野から最低1人は2回のうちに収まるという形で設定をさせていただくということであれば、事務局で調整させていただきます。

関澤座長 それでは、とりまとめ全体の構想案やタイトルも含めて御意見がありました。が、どういうふうに着立てをしていくかを含めて、事務局と私の方、あるいは座長代理の犬伏さんも一緒になって少し考えさせていただいて、できるだけ早いうちに御案内させていただきたいと思います。その中で皆さんの方から、ここは協力してあげようということがありましたら、是非お願いしたいと思っています。そういったことでよろしいでしょうか。

それでは、第1番目の議題については1つの区切りにさせていただきます。食品安全委員会で昨年に引き続き今年の2月1日～3日に、海外でリスクコミュニケーションに実際に携わっておられる専門家をお招きして、リスクコミュニケーションに関するワークショ

ップを開催されました。御参加いただいた委員の方もおられると思いますが、皆さんの御参考のために最初に西郷さんの方から御報告いただけますでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは、資料2を御覧いただけますでしょうか。

今、座長からお話がありましたように、2月1日～3日の間、開催趣旨のところに書いてございますけれども、当委員会関係のリスクコミュニケーション関係調査事業というのがございますのですが、その一環で、カナダ、オランダのいわゆるリスクコミュニケーションを実際にやっている人、言ってみれば私のカウンターパートみたいな方ですが、そういった方にお集まりいただきまして、ワークショップという形で開催をしました。

出席者はここにございますけれども、カナダからは食品検査庁、Canadian Food Inspection Agencyというところから Lavigne さんというコミュニケーションの担当部長さんです。オランダからは Lijdsman さんと言うのですけれども、VWA、要するに訳しますと消費者保護食品安全庁という感じのお役所でございますけれども、それでコミュニケーションをやっている方。

それと東京電機大学の若松先生。この方は対話型のテクノロジーアセスメントとかコンセンサス会議とか、そういったことを御研究されています。

生協連からは鬼武さんという安全政策推進室長。

それから、リスクコミュニケーション担当の各省。藤井参事官はお名前をいただいていたんですけども、御多忙で御出席にはなれなかったのですけれども、一応これには順不同で名前を入れています。

実際にこの調査事業を食品安全委員会が請け負ってもらっているのが、このアミタ株式会社持続可能経済研究所というところでございますものですから、そこの方にコーディネーター役をやっていただいたということになってございます。

実は2回目でございますけれども、今年は特にリスク評価に関してなんですけれども、先ほどちょっと神田さんから御指摘がございましたけれども、いわゆるリスク分析上、リスク評価にもいろいろなステークホルダーが参画するということになっておるわけです。実際問題、話がリスク評価の科学技術の込み入った議論になってくると、そんなことを言ったってなかなか難しいではないかという議論があるわけでございます。

実際にみんなどういふふうに行っているのかなということと、どうしたらそういったことになるのかなということもありまして、意見交換をしたということでございます。

主な発表でございますけれども、簡単にまいりますと、私の方からは、日本では始めて間もないんですけども、リスクコミュニケーションという意見交換会そのものだという

イメージがどうもあって、これはやらないわけにはいかないんですけども、果たしてこれでもってリスクコミュニケーションはうまくいっているかという話があるありますということを申し上げました。

それは要はそこに書いてあるように、食品安全委員会は、実は各省とも協力をして200回以上既にやってきているんでございますけれども、なかなか参加者層が固定化しているというイメージがございます。それから、いわゆる意見交換が主なんですけれども、双方向の意見交換というのが、どちらのサイドというか、いろんなサイドでみんな不満に思っているところがあるわけです。

リスク評価といたしましては、施策のことは意外とわかりやすいんですけども、その分野の専門家でない関係者にいかに参画していただけるのかといったことについては、なかなか事実上非常に難しいということもございまして、そういった問題に今、ぶち当たっているところだという発表をいたしました。

鬼武さん、消費者からは、少なくとも情報の提供だけは格段によくなってきたということと、消費者の役割も単に批判だけ行っている立場から、いわゆるステークホルダーとして参加していく立場になって、非常に責任が重くなったということが出ました。

希望としては、宣伝ばかりではなくて、マイナスの情報もちゃんと出してということだとか、消費者の場合はマスメディアを通じて情報を取ることが多いんだから、マスメディアへの情報の提供をきっちりやってほしいというお話がございました。

カナダからは、消費者の参画のことを事前に通報してあったのであれですけども、彼らはやはりネットワークというのがどうもあって、カナダは広い国ですので、なかなか集まったりなどはすぐにできないということで、何か評価があったりとか、こういう問題になっているという、パートナーシップと言っているのだそうですけれども、大きな団体38団体を網羅しているそうですが、そこに必ず情報提供を自動的にどんと行くと、そのメンバーにはずどんと伝わるようにはなっているんだそうです。それは消費者団体は勿論でございますけれども、いろんなNPOだとか、あとは学生のこういったことに御関心のある組織などもしているんだそうです。

評価についてということをやったんですけども、カナダの場合はいわゆる科学者のリスク評価の実際の場面に消費者が立ち会っても、実はあまり意味がないのではないかとということで、どういったリスクのことについてやっているのかということとちゃんと伝えるということが重要で、その点で正確なリスク認識のための情報提供ということで絞って行っているということでした。

メディア等はいつも大体ミスリードされるということが多いそうですが、そのときには新たな情報提供手段を講じるということをしているということでした。

オランダは、リスクコミュニケーションというのは難しいことを簡単にするということが一番大変なんだということをしていました。意見交換会の事例を出したものですから、日本のようにすべてのステークホルダーが一堂に会して200人ぐらい集まって意見交換をするというのは物理的に無理に決まっているということでした。説明するということや反応を見るということだったら別かもしれないけれども、実際の意見交換をしていくということでは、なかなか今のモダリティでは難しいのではないということでした。対象を絞れど。勿論、報道状況はフォローしなければいけないということです。

若松先生からは、食品安全委員会のリスクコミュニケーションを見てみると、いろいろやっているのはわかるけれども、目的だとか、どういうふうになったらいいのかというような目標というのが見えてこない。いわゆるコンセンサス会議、フォーカスグループインタビュー、今お話がございましたけれども、そういった手法も取ったり、場づくりをしていく必要があるのではないかということでした。

コーディネーターからは、役割分担だとか、いろいろ透明性、迅速性を高めることが重要ですねということがございました。

実際に消費者はどう参画したらいいのかという方法論で、行政官の集まりですので、どうしてもそういうふうになるわけですが、いろいろやったところです。

その結果でございますが、これは若干端的なまとめになってはいますが、別紙というのを見ていただきますと、3か国の比較というのは意外と参考になるかと存じます。

食品安全委員会のリスクコミュニケーション、特に消費者ということに区切ってやったものですが、リスクコミュニケーションの目的というのがあるとするならば、消費者の意見をどう反映させていくかということだと思わんですが、実際にできているかは別なんですけれども、それは法律にそう書いてあるから、そういうことになっていると。

ただ、カナダやオランダは、その評価への反映というよりは、こういうことなんですよというのをわかってもらうということに徹底しているという印象でございました。

評価作業を実際にどう参加するかということになりますと、パブリックコメント、我が国では意見・情報の募集と言っておりますけれども、そういったことでみんなやっている。日本の場合は意見交換会というのが主な場合にはあるということです。

いわゆる周知でございますけれども、ホームページとプレスリリースは同じなんですけれども、カナダの場合には分野ごとにスポークスマンというのがあって、その人が必ず出

てきて言うことになっているんだそうです。

実際に伝わったかということですがけれども、日本の場合はメディア分析と書いておきましたけれども、何をやっているかという報道された記事を切り抜いて、みんなで困ったなとか、よかったねとかというぐらいのことをやっているんですけども、カナダやオランダはこの辺に非常に力を入れておりまして、先ほどのフォーカスグループインタビューというのはどんなことかと言いますと、やり方はいろいろあるようですけれども、例えば、通りがかりの人をターゲットを決めて、今日は主婦だと言ったら、スーパーマーケットに出かけて行って、7～8人呼んできて、この前こういうことをやったんですけども、知っていますかとか、知らないとか、実はこうなんですけれども、どう思うとか、そういったのを何回かやる。

それから、あとはウェブ調査というのは、評価を出したらすぐにインターネットで、こんな評価を知っていますか、どう思いますか、わかりますか、わかりませんかということをやっているとか、メディア分析も我々と違って、かなり外注に出して、どの程度伝わっているとか、論調がどうだとかいう分析を出すということもやっているようです。

一方、議論の公開の方なんですけれども、我が方は、知的所有権とかプライバシーに関わらない限り、専門調査会の議論は原則公開でやっているわけですが、ところが、ほかの国は議論そのものは非公開が原則で、内緒でやっているわけではなくて、何月何日からこういう話題について、こういうメンバーで議論をしておりますので、意見があったら言ってくださいというのを出して、まとまってくると、これについてパブリックコメントを求めるということでやっていて、非公開でやっているそうであります。

なぜかと言う議論はちょっとしましたけれども、確かに公開でやることはすばらしいことだと思ってしまうんですが、ただ、非常に難しいだろうなと言っていました。

それは2つ原因があって、指摘があったのは、ちょっと長くなって恐縮ですけども、1つは科学者が公衆の面前で議論することをやると、その後いろんな特定の意見を言った人にわーっといろんなことが行ったりするということで、その議論にちゅうちょがあってはいけないということが1つ。

もう一つは、非公開のデータでの議論がしにくいのではないかとということでございまして、その点は日本も非公開のデータの場合は非公開でできますが、そういったことを向こうの担当は言っていました。

メディアとの交流ということでございますけれども、これは定期的な懇談はみんなやっているということがわかりました。我が国の場合は委員会終了後の会見などもたまにやっ

ておりますが、カナダは毎日記者会見をやっているんだそうです。そんなことがあるのかと聞いたら、あると言っていました。

あと記者クラブというのが向こうはないので、関係の記者には全部メールでこんなのが出ましたよというのを配信しているということをやっていました。

オランダの場合はプレスルームということで、多分記者クラブみたいなものかもしれませんが、そういったことでやっているということでした。

メディア分析については、今、紹介したとおりです。

最後に先ほどちょっと出たメディアトレーニングということで、これはどういうことかと申しますと、メディア対応を行う人、日本だとすると例えば、専門調査会の評価している座長の先生とか委員などもそうですし、あるいは事務局の一部もそうかもしれませんが、要するに記者対応をやる場合については一定のトレーニングがあって、それを受けたものでないとやってはいけないという規制をかけているんだそうであります。

中身はどうだと言うと、例えば、1つのことについては30秒以内でまとめられるとか、7センテンス以上にはしないとか、そういったコミュニケーション上のこともあるそうですけれども、どこを見て話すとか、そういうテクニックもあるそうですが、そういったメディアトレーニングをやるのが、今、たくさんあるそうで、それを必ず受けた人でないと逆にその組織の名前を使った会見を行ってはいけないとしているんだそうです。

それでかなりミスリードがなくなるかということ、それだけではないけれどもと言っていました、そんなことをやっているということでした。

以上でございますけれども、また元に戻っていただきまして1ページでございますけれども、こういったことでしたが、これは調査事業の一環でございますので、その他の調査もでございますので、報告書がまとまってきたときに、また詳しく御報告をして、先ほど御議論もございましたけれども、あるツールについてはこちらでも使えるような話もあるかもしれませんので、今後のとりまとめの際の参考にもしていただければと思っております。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。

今の御報告について御質問等いただけますか、ちょっと私の方からよろしいでしょうか。私は西郷さんからこのワークショップについて御案内いただきましたが、残念ながら自分ではこの会議に出られなかったのですが、いろいろな制約はありますけれども、関係の方で御関心のおありの方がもう少し広く参加できるような形を考えていただくと大

いにいいなかという気がいたします。

リスクコミュニケーションの在り方は、日本と外国でかなり違いがあるようですが、いかがでしょうか。

神田専門委員 勿論違うと思います。ただ、それは社会的な例えば、消費者団体の位置づけだとか違って、私も前に申し上げたかと思いますが、例えばいろいろな政策をつくるところに消費者団体とかが入って、それで政策がつくられているという中で、その後にリスクコミュニケーションをやるという場合は、そうしたらその情報をどう伝えるかとか、そういったことを重点が移っているのは当然あるのかなと思って、私もヨーロッパで何ヶ国かの人に聞いたときにはそういった感想を持って帰ってきたので、こういったいろいろな話を聞くのはいいんですが、そういったこと等をやはり見ていかないとちょっと日本がおかしいのかなと思ってしまうのもまた違うなと思って、今、お聞きしていました。

だから、そのリスクの認知ということで、カナダ、オランダのところは書いてあって、日本の場合は消費者の意見の反映と書いてあるんですが、その辺のバランスだとか、そういった場面があるかないかとかということも総合的に見ていく必要があるなと思います。

原則公開、非公開という点ですけれども、日本の場合は公開されていて、非常に以前と違うなと私自身も思っておりまして、見えるようになったと思うんですが、ちょっと今、具体例が浮かばないんですが、でも、肝心のところが見えなかったりするんですね。どういうふうになってしまったのかと思うこともあります。

私は全部公開されていれば、それでOKというのではなくて、むしろどういう審議、どういうテーマでどういうことが議論をされていて、どういうメンバーでやっていて、その会議ではどういうことが決まったのかというようなことがきちんと伝わっていくということも公開制と見ているのではないかと思うんです。

だから、だれでも見られるというような形をオープンといった場合の弊害も確かにあると思います。私なども、やはり言いにくいときはあるんです。正直になりにくい部分も確かにあります。ですから、そういった部分で弊害がないわけではない。

ですから、公開という意味はもっと本当にみんなが本音が語れて、しかも透明性を保てるみたいな方法をやはり見つけていく必要があるのかなというのは私自身は思っています。

関澤座長 確かに今、別紙として付いている表は非常に簡略にまとめられているために、今、神田さんがおっしゃったように、背景も含めてまとめる必要があるかもしれません。

ほかにございませんでしょうか。

山本専門委員 リスクコミュニケーションといいますと、管理者と評価者とそれ以外の関係者がいるわけですが、その三者の間で行う双方向の意見交換ということが一応の定義みたいにはなっていますね。

今、御説明があったのは、消費者関係者とこれはリスク評価者のリスクコミュニケーションについてだけでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 実は今回、2回目なものですから、今回は当方からは特にリスク評価機関として、リスク分析の段階はいろんな段階があるわけですが、特に評価の段階に消費者の参画を求めるというのは、管理のことであれば施策ですから、例えば、規制反対、賛成とかいうのは意外と見に来るわけですが、こういう前提でこういう評価をしましたというのに消費者の意見を求めるということは一体どうということなんだろうか。なかなか難しいなという意識が若干ございまして、そういったアジェンダセッティングをさせていただいたので、若干それに偏った意見になっております。

ただ、議論をしていくと、やはり基本的には評価とか管理というよりは、消費者全体ということであれば重大なステークホルダーなので、どうわかっていただくか、どう参画していただくかというのは基本的にメディアを通じなければいけないので、そのメディアとはどう対応していくかというような議論になっていったということでございます。

神田専門委員 先ほど言い忘れてしまったんですけれども、西郷さんの御報告のトーンというか、私はここに参加していなかったのですが、ニュアンスがちょっと伝わらなかったのですが、対象を絞り込むというような表現と、オランダの方もそのようなことを重要だとおっしゃっていて、そのときに西郷さんは、日本は200人くらいのリスキミをやっているけれども、それは無理だよと言われたとおっしゃいましたね。

そのときに対象を絞るといというのは人数の問題なのか、その対象のステークホルダーの種類の問題なのか、その辺がちょっと気になったんですけれども。

西郷リスクコミュニケーション官 各国はあまり意見交換会をやっていないので、意見交換会をどうしたらいいというような具体的な議論はできなかったけれども、我が国のような開催の方法を取っていると、なかなかそこでもって本当の意味でのリスクコミュニケーションをやるのは難しいのだろうなという御感想をいただいたという趣旨でございます。

当方からどうしていくというのは、まだ全然何もないので、これからまとめていただくことに従っていくということになりますので特になんかありませんけれども、御議論としては例えば、先ほどもありましたけれども、ステークホルダーごとに関心も違うだろうから、そ

ここにそういった別々の議論を、例えば消費者向けだったら消費者だけ、消費者の方でもいるんな年齢別だとか男女別もあるのかもしれないし、あるいは非常によく勉強されている方と、そうでなくて日常あまり関心のない方がたまたま話を聞くということもあるんでしょうけれども、そういったことをもうちょっとターゲティングをはっきりした方がいいのではないかというのは言っておりました。

というのは、彼らは意見交換会をやるわけではないけれども、例えば、資料をつくるときにも何々向けというのはかなり限定してつくっていかないと、なかなかわからなくなってしまう。わからないというのは、だれが見るのかをはっきりしないと、特に評価の話とかそういった科学的な話は難しくなってしまうと、正確性を期すとどんどん難しくなってしまうということがあるので、その辺は気を付けているんだということを言っていました。

ですから、その程度の議論で方向性が出てきているわけでも何でもなくて、これは単なる情報交換の場でございますので、実際はここの中での今後のリスクコミュニケーションを議論いただく上で、特にツールの面で参考になればいいなと思っていて、今日は資料を提供させていただいたという趣旨であって、今、私どもがどういう方向に向かおうとしているとかいう陰謀があるのではないかというようなことはございませんので、御安心くださいませ。

関澤座長 見城さん、どうぞ。

見城専門委員 まず感想ですが、このリスク評価関係、リスクコミュニケーション参加国比較を拝見いたしますと、改めてそのリスクコミュニケーションのメディアの役割の多さを発見しました。

というのは、この表を拝見する限りほとんどがメディアではないと。ですから、1つは本当にそれは各国とも、メディアと言いましてもいろいろございますので、メディアと言ったときはどういうメディアを主にお話になったのかということが1つ。

日本の場合もメディアと使ってしまうんですが、メディアと使うときに何を基本的にメディアと想定して事を行っていくのか、これは重要だと思うんです。このメディアとくくられてしまっているものをもう少しきちんと分析すべきではないのかということ。

それから、わずかに評価周知の確認のところウェブ調査ということで、ここでウェブが出てきていますが、通信と放送なら放送というのは今、融合するとは言われていますけれども、現実には非常に難しい問題を抱えています。

でも、通信というのがメディアがどれだけ現状を認識する以前に個人に広まってしまっているわけですね。もう通信が行っているわけです。そうすると、このウェブとの関係を

今までメディアを対象に基本的にはリスクコミュニケーションを考えてきた、そのメディアをまず分析してほしいというのが1つと、ウェブとの融合が言われているときに、ウェブとメディアというのはどういうふうにはリスクコミュニケーションの場合、想定していくのかということが迫られているのではないかと思います。まずそれを感じて、各国のその辺のことが知りたかったのと、日本でどうとらえているのかというのが1つです。

自分がメディアにもいるんですけども、例えば、メディアとの交流がここにはあって、だから、メディア分析はこういったスクラップが基本的になるのかとは思いますが、非常に原始的というか、やはりここももう少しチェックして、こういうメディアの分析の仕方がこれでよいのかという重要な部分がここにあると思います。

だから、あとは下にあるメディアトレーニングが欠けているというのが重要な部分の1つかもしれません。どうメディアに対応するかということですね。ただ、メディアの者にとっては操作されるというのは一番嫌なわけです。ですから、それはしてはいけないという、この大前提でスタートして、でも、ときどきメディアの方が本当に情報を理解して中立で放送できるか、文字にできるかというのはいろいろ問題があります。ですから、そのところはこちらが操作するというのではなくて、やはり情報発信側がどうメディアを分析して、本当にメディアとどういうコミュニケーションを取っていくか。これが非常に重要ではないかと思いますので、この辺がまだ薄いと思います。

逆を言うと、ここにこれからかけるべき問題があるのではないか。この場でももっともっと議論されていくべき問題があると私は思いました。

西郷リスクコミュニケーション官 御指摘ありがとうございました。おっしゃるとおりでございます、これは確かに急ぎで作ったものですから、当日の議論そのものを反映しているかどうかということについてはあれですけども、実際、記事のスクラップは原始的ですけども、勿論これだけで終わっているわけではなくて、いろいろ見て、確かにこちらが発信した後に大分ミスリードが大きいということについては、書いた方々か大臣とも相談をして、実はこういうことがあったんですよとかいうことで、勿論重大なミスがあった場合については、それは何とか直せないのかとかいう話をするのは勿論ございます。

ただ、おっしゃるとおり、メディアはどういうメディアにカバーされて、自分たちが出したリリースに対してどういう報道をされているかといったことについての調査というのは両国はすごく、ほかの国もすごいかもしれませんが、逆に言うとメディアをすごく気にしていて、それに対する人的要因も勿論ですけども、かなりのリソースを

かけて分析をしています。

特にオランダなどは間違っただ報道がされたということになると感じた場合、プレスリリースをまたやり直して、あそこはこう書いたけれども、あれは間違いだというプレスリリースをするのだそうです。それでまた何か出たらあれは間違いだと、どんどん何かけんかのようになってやっていくのだそうですけれども、それが我が国になじむかどうかは別ですけれども、そこまでやるんだというようなことは言っていました。

どのようなことをメディアと呼んでいるかということですがけれども、各国とも一応いろいろやっているのしょうけれども、きちんと分析しているのはやはり活字になったもので、それは新聞とか、あるいはインターネットに出たもののようです。テレビをビデオに撮ってやらないのかというと、それもやる場合はテレビに出たものを活字に起こして見ているようでした。詳しいことはわかりませんが、テレビは全部カバーできないところもあるのかもしれませんが、少なくとも聞いた範囲ではそういった分析をしているようでした。

関澤座長 どうぞ。

高橋専門委員 「記事等のスクラップ」とあるのを見て、恐らく新聞記事であってテレビのニュースあるいはワイドショー的な番組は含めていないと思いました。

言いたいことは、活字情報は証拠が残っていますから、批判しやすいんです。昨年、私は、いわゆる健康情報娯楽番組にいい加減な情報が多いことを分析しました。それは意図的に録画して、その録画した番組についてのみですけれども。

活字情報はやはり証拠が残るので、あまりひどいことはしないということもあるんです。それでもミスリードはあるわけですが。やはりこのメディア分析の中に映像情報に関して何か必要。チェックして報道規制しろということではありませんが、あまり勝手なことを言っていないかということをチェックする仕組みが必要なのではないかと。新聞を読まない人はいっぱいいるんですけれども、テレビは結構見ているという現実があるものですから、そんなことを感じました。

西郷リスクコミュニケーション官 御指摘ありがとうございます。1つ申し上げますと、別にテレビは見えていないとかそういうことではなくて、わかる範囲でニュースだとか、特に最近では食品関係は多くございますので、録画してみんなで共有して、この言い方はどうか、そういったことは勿論やっておりますし、問題があると思った場合はそのメディア側と話をしたりという機会は随時持っておりますし、ミスリードがないように定期的な懇談などをして、次はこんな評価が出そうですけれども、その背景はこうですというよう

なことを何か月かに1回かは関係の方々にお集まりいただいてやっているという活動は、今しているところです。

ただ、おっしゃるとおり、映像情報の分析というのは確かに方法論的にもなかなか難しいところが多分あって、その辺のところは逆に御教授をいただければありがたいと思います。

関澤座長 先ほどの神田さんのコメントにも関係するのですがけれども、前に私の方で紹介させていただいたので、FDA、アメリカの食品医薬品庁のウェブサイトで、対象別にボタンを用意しているというお話をしたことがあります。

それは女性とか高齢者とか地方自治体の行政官、企業の人、あるいは子どもというようなボタンがあって、その人たちがそれぞれ違った関心や違って理解のレベルなどを持っているということを考慮して、それぞれに対応した質問への回答を用意しているというところに私はすごく関心を持ったんですが、絞り込んでという意味は対象に対応してというか、対象を考慮してということがすごく大事なのではないかなど。

同じように一律に話してしまうと、ある人にとっては何だそんなこと知っているよ、ある人から見れば難し過ぎてわからないということはどうしても出てきてしまうので、テーマにある程度の対象を考える。その人たちのニーズに応じたリスクコミュニケーションというのをなかなか大変ですけれども、食品安全委員会が全部やるというのではなくて、先ほどパートナーシップというので、相手に応じて出張していったり、いろいろな形でということをおっしゃっていただきましたが、そういったことも考慮するということが必要かと思いません。

議論がかなり活発になってきたところで恐縮ですが、次の議題の方に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

ごめんなさい、出席していただいた蒲生さんにはコメントをお願いすると言っておいて失礼しました。

蒲生専門委員 では、お時間もありませんから手短かに。

仕事の関係で2日の午前中のみ、ちょうどカナダとオランダの発表の時間だけ参加しましたが、午後に意見交換タイムがあるということで、是非いろいろ質問したいと思ったのですが、業務の関係で後髪引かれる思いで帰りました。オランダの発表で面白いなと感じたものがあります。ある食品のリスクについて情報提供する時に、確かにリスクはあるけれども、これが危険となるには、1日に50キロも食べなければならない、と量について情報提供することで消費者の安心を得ているという話です。

確かにリスクに関する情報提供において、量や確率を無視した報道が多く見られ問題だと思います。ただ、量や確率について伝えれば問題がないかということ、なかなかそうは簡単に行かない。B S E 問題でアメリカから特定危険部位であるせき柱が入ってきた問題で、せき柱によるリスクは交通事故に遭うリスクよりも非常に低いという話が出ました。このことは事実なのですが、一度問題がこじれてしまうと、事実がその通りに伝わらない。リスクについての的確に情報提供するというのは非常に難しいと思います。大切なのは、問題がこじれる前に、タイミングを逃さず情報提供することなのかなと思っています。

カナダの方の発表で、消費者が重視している情報源は、メディアよりも科学者が圧倒的に高いという報告がありました。信頼しているというのとはちょっと違うかもしれませんが、日本の調査では消費者にとっての情報源は圧倒的にメディアですよね。科学者がどういうタイミングで情報提供をしているのか興味を持ちました。また、情報提供する科学者もハザードの科学者だけではなく、代替リスクの存在と併せてリスク評価をするリスクの専門家がどの程度情報提供しているのか、というところに関心を持ちました。

関澤座長 貴重なコメントをありがとうございました。

小泉委員も御出席いただいたと伺っておりましたが。

小泉委員 私も2回ほどしか出席していないんですが、今、言われたのと関係しまして、やはり95%の人が科学者を信頼しているというお話を聞きまして、感心しました。それともう一つ、私が感心したのは、いろんなニュースを流した後にそういったリスクがわかる科学者がそれについて何らかのコメントをして、やはり聞いている人が安心するというのでしょうか。そういう情報を流しているというのは非常にいいことであるのかなと思いました。

やはり今のテレビのニュースを聞いていますと、その局の都合のいい人を選んできて、述べられた言葉により、それがかなり大きなミスリードになっているような印象を受けます。

そうではなくて、やはりこの委員会の方々が最後に出てきて、一言、二言言って、皆さんにわかるようにするのは非常に効果があるのではないかと思います。

もう一つは、先ほど言われたメディアトレーニングは非常に大切だと思います。我々は「科学だから正確に言わない」というのではなくて、やはりどういうふうな方法を使って、どういう言葉を使ってすれば科学的なことをわかってもらえるかという訓練を受ける必要があると自分でも思っております。

以上です。

関澤座長 ありがとうございます。私が前におりました国立医薬品食品衛生研究所では最先端の研究をするということ以外にトランスレーショナルリサーチということで、国民との間を仲介するというような研究をもう一つ考えるべきだということは言われておりました、今、小泉委員が御指摘のような研究、あるいは先ほど蒲生さんが言われたリスクについてわかりやすい説明するということが今後必要かと思えます。

それでは、3番目の議題に移りたいと思います。食育の問題です。

先回1月13日の開催の後に1月19日に食育推進基本計画検討会の第4回が開催されまして、こちらには神田さんと高橋さんに出迎えていただきまして、御議論をいただきました。

資料3に基づいて、まず事務局の方からお話をさせていただきますでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 では、時間も押してまいりましたので、簡単に御説明申し上げます。資料3と参考2を出していただければと存じます。

食育の基本計画は今、座長からお話ございましたように、食育基本法ができまして、去年の秋から基本計画検討会といったものが内閣府で組織されまして、ずっと検討が進んでおります。

この最初にスケジュールというのがございますけれども、ずっと何回かやってきまして、実は今日この会合の後に検討会が内閣府の本部で夕方5時半から開かれることになっておりました、今日、基本計画案が大体とりまとまる運びになってまいりましたので、どのような基本計画になるかはわかりませんが、議論の御紹介をさせていただきたいと思えます。

もし今日まとまると、パブリックコメントという手続に入って、3月末には総理が主宰される推進会議で基本計画が決定されるということになります。

基本計画の中身でございますが、3ページのところから「食育推進基本計画（案）」とございますが、実はものすごく大部の資料でございますけれども、食品安全委員会が関連しておりますのは、その食品の安全性の情報提供の部分でございます。

その他には、例えば、文化の問題でございますとか、あるいは学校給食の問題でございますとか、地産地消の問題でございますとか、いろいろなことが議論されてございますけれども、当方としてはリスクコミュニケーションを中心とした情報提供といったことで食育に貢献していくという見地から関与をしているところでございます。

食育に関係のあると思われるところを抜粋していいまして、構造を見ますと現状とかいろいろ書いてあるんでございますが、食育の安全性の第1の基本的な方針がございますけれども、食育の役割といったところで、具体的には4ページを見ていただきますとありま

すけれども、最後に「自ら食を自らの判断で正しく選択していく」といったことが非常に重要だと。そのためには意見交換なり情報提供なりがきちんとなっていなければならないというのが考え方です。

次に「第2 食育の推進の目標に関する事項」ということで、実は目標を掲げるためには法律をつくることから数値目標を掲げなさいということになってございまして、これがなかなか難しいんでございますけれども、目標値につきましては5ページに「(8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」というのを何%までにしますということで、一応5年間の計画ということでございまして、5年間でやるということでございます。

これは後ほど御説明申し上げます。あとは大体リスクコミュニケーションをやりましょうといったことが目的に書いてありますけれども、議論の進行状況でございますけれども、数値目標では、例えば食育全体を知っている人は何%なのを何%に上げましょうとか、あるいはフードバランスガイドを知っている人を何%増やしましょうとか、そういった基本的には端的な数字しか今はわからないので、そういったことを上げるということになっておりますけれども、何もその数値目標だけを達成すればいいということではなくて、その背景にあることを一生懸命頑張りましょうといった御議論になっていると存じます。

参考2を見ていただきたいのですが、要するに正しい情報に基づいて食品を安全性の観点から選べる人を増やすということなのでございますが、基本的にこういった現状値はございませんので、これは1月から全国相手にインターネット調査をいたしました。これは先ほど御紹介いたしました調査事業の一環でやったわけでございますけれども、全国100名を都道府県別に人口比で割りまして、男女別にも調整したもので、例えば東京都は1,000人に出しますと、120人ぐらい東京都から応募があると、それ以上は応募できないという仕組みのインターネット調査でございますが、そういった点でバランスを取るといってございまして。これを1月19日~21日に実施しました。

これはこの問だけではなくて、いろんなことを聞いていますけれども、それはまとめり次第またお送りしますが、この食育関係につきましては「あなたは、健康に悪影響を与えないようにするために、どのような食品を選んだ方が良いかや、どのような調理が必要かについての知識があると思いますか」と聞いたところ「十分にあると思う」「ある程度あると思う」といった方を足しますと四十数%のお答えをいただきました。

これをもって何だという話もあるかもしれませんが、一方、かなり昔になりますが、平成11年に国民栄養調査というのが実施されております。そのときにいろんな調査と一緒に

適切な食品選択や必要な技術がありますかといったようなことを聞いているところ、男性の3割、女性の5割があると答えたとか、その中で全くないという人が20歳男性では24%、女性で9%、30歳では男性で19%、女性で4%いたということについて、当時それを問題視して食育が必要だということに議論がなってきたわけですが、そういうのがあると。

それからいたしますと、大体4割程度というのはあまり変わっていないというか、それが得られております。これはちょっと書いていませんが、男女別に割りますと、男性が「十分にあると思う」と「ある程度あると思う」を足しますと約40%、女性の方も約四十八~五十%近くぐらいになっていて、あまり変わらない答えが出てきて、男性が若干上がっているというか、調査対象が違いますので、あまり一概には言えないけれども、大体こういう調査をすると4割ぐらいの方が答える。ただ、その4割の方が実際に本当に自分たちでわかっているかということは、また別問題でございますけれども、そういうことになっているということなのです。

ただ、こういった数字を上げていくことが総合的には基本計画の数値目標にしていくべきではないかと。それを裏づけたような調査をほかにもしなければいけないと思っておりますけれども、大体こんなことを基に、これを6割程度に上げるとか、そういったことが目標になっていくということがよろしいのではないかとといった議論が今されているということでございます。

その他は、例えばメタボリックシンドロームについて気を付けていますかという人がどのくらいになりますかとか、そういったことを各省は考えられているわけでございますけれども、それは今日これからの御議論で大体決まっていくということでございますけれども、今はこんな議論が進んでいるということでございます。

食品安全委員会は、このリスクコミュニケーション専門調査会につきましては、参考5の最初にも書いてございますけれども、去年この食育基本法ができてきたので、リスクコミュニケーションでもって貢献していくんだということを明らかにしておきまして、この調査会に食品安全委員会としてどういう貢献をしていったらいいかということも議論してくださいということになってございますので、今後この基本計画が決まっていきましたら、連携を取る形で貢献の仕方についても御議論いただければと思います。

なお、ここにいらしている神田さん、高橋さんは食育推進会議のメンバーでいらっしゃいますので、そこは十分連携は可能かと思っております。組織的な連携というよりは、並行的にお互い知りつつやっていくということだと思っておりますけれども、そういった辺りで御

紹介をさせていただきます。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。

今、西郷さんから最後に御紹介がありましたが、食品安全委員会から食育基本法を踏まえて食育の推進に貢献するための食品安全委員会の役割、具体的には食品の安全性に関わる情報提供の在り方や意見交換の推進方策について議論して意見をとりまとめるということの本専門調査会の任務として仰せつかっておりますので、奮って皆さんから御議論をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、実際にその専門調査会のメンバーの高橋さん、神田さんも食育推進会議の委員として計画策定作業に御参画いただいておりますので、コメントをそれぞれの方からお願いできますでしょうか。

高橋さんどうぞ。

高橋専門委員 何と申し上げていいかというところで、私が主張しているのは2点。1つは食の男女共同参画の視点を基本計画に盛り込んでほしいということ。

それから、今の資料3の5ページの中ほどに「昨今、マスメディア等を通じて食に関する情報が氾濫しており、国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することができない状況も見受けられる」というところ。これは要するに体によいという情報も体に悪いという情報もともにフードファディズム的情報が多々紛れ込んでいるわけです。まともな情報であれば、氾濫していようと困らないんだけど、まともでない情報が氾濫していて困るから、そここのところをもうちょっと何とか盛り込めないのかと発言しましたらば、それはとてもとてもできませんと一蹴されまして、ようやくこの表現かなというところですね。

フードファディズムという文言までは盛り込まなくてもいいんですけども、何かもうちょっとメディアにしても、各食品業界の我田引水をもうちょっと自重するような、そういう文言も盛り込めないものかということを出言しましたけれども、一蹴されました。

ただ、食の男女共同参画的なことが盛り込まれるのは、辛うじてよかったと思っております。

以上です。

関澤座長 ありがとうございます。

それでは、神田さん、お願いします。

神田専門委員 西郷さんの報告でいいかと思いますが、今日、恐らく基本計画検討会の

ところではあるんですけども、同じ事を繰り返し言っていたりするんですけども、やはりこの食品安全委員会に期待されているのは、やはり食品安全性の問題だとか、そういう情報を本当にきちんと伝えていく、小中高とまで言っているのかわかりませんが、そこでの教育内容について、やはり新しい情報をいかに指導者のところに伝えていくのかということも重要で、何かそういった方法がないかと思ったりしますので、一人ひとりにもありますけれども、そういった専門家にもどういうふうに行っていくのかということを考えていく必要があるのかと思っております、やはり判断力を付けるということに行き着くのかと思います。

全体的なタッチから行くと、例えば、伝統食を重んじたり、楽しく食事をするのを重んじたり、郷土食を重視したりというようなところで、やや保守的なところがあるかなと私はすごく思ったりするんですが、あるいは朝食を食べない子どもが多いことを重視する。それは健康面で非常に重要だとは思いますが、いろんなところを見るとちょっと行き過ぎているかとか、あるいは情緒的かなとか、あるいは押し付けがましいところがあるのかなと、私もややそういうふうに思っているんですが、もしかしたら現実がそこまで言わなければいけないほど厳しい状況にあるのかなというような一方の見方もあると思っておりますので、私としては何かこそばゆい感じがするような表現とかいっぱいありますのでどうかと思いますが、どちらにせよ今日辺りまとまっていくだろうと思っております。

いつも一生懸命の方がたくさんいる中で、私も高橋先生も非常に少数派の意見なので、今のところ、なかなか意見は反映されないということになっています。

何か報告らしい報告でなくて、済みません。

関澤座長 どうもありがとうございました。

そういったことで、食品安全委員会としても食育というのは関係ないどころか、大いに食品安全に関わる場所が多い、その中でも特に情報提供とか、教育の在り方に関わっておりますので、この調査会で積極的に意見を上げて、食品安全委員会を通して、あるいはお二人の委員の方を通して、是非反映させていただければと思います。御議論いただけますでしょうか。

どうぞ。

蒲生専門委員 提案ではなく質問なのですが、食育はどのように定義されているのでしょうか。食育基本法では、生きる上の基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるものとありますが、明確な定義がないために非常にさまざまな解釈が氾濫してしまっていると感じています。

食育フェアにしても、一昨年の食育フェアは、地産地消のオンパレードだったかなというイメージを持っておりますが、今年の食育フェアは、食育の実践とは料理体験なのだとでもいうように、クッキングスクールのブースがたくさんありました。改めて食育とは何なのだろうと思います。

やはり一度、食育とは何なのか、食育を通して何をを目指すのか、食育の定義を明確にした方がいいのではないかと思います。私の個人的な考えは、さっき神田さんがおっしゃった判断力、私は生きる力と言っていますが、そのような力の育成かなと思います。検討会では、その辺の定義のところはどのような話になっているのでしょうか。

関澤座長 どなたからでもどうぞ。

西郷リスクコミュニケーション官 まず、食育の定義ということでございますが、法律を見ても定義というのはなく、ただ、全文というのはいくら長い法律になっていまして、考え方がすごくたくさん書いてあって、いろいろ長くなるのであれですけども、例えば目的というのが、近年、国民の食生活を巡る環境の変化に伴って、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが課題となっていることにかんがみて、基本理念、計画何とかとなっています。

それで、豊かな人間形成とか、感謝の念とか、運動の展開とか、子どもの食育、食に関する体験活動、伝統的な食文化、環境との調和、それから食品の安全性の確保とか、そういったことがどっと来まして、全部大事だと書いてあって、それから国の責務、地方公共団体となって、それで計画を立てますということで、今、計画となっていて、言ってみれば議員立法という性格もございますけれども、食について大切なことを全部盛り込んであると、要するに文化的な話から栄養面の話から安全性の話から、そういったことまで全部入っているということなので、ですから、非常に幅広いことになっているので、ただ何でもかんでもというわけにはいかないの、計画的に政策を推進するというので、今、計画策定作業になっていると。ですから、何も体験だけを重んじているとか、そういうことではないということです。

蒲生専門委員 食育基本法は法律案の段階から繰り返し読んでいますが、ピンと来ません。確かに文化的なことなど、幅広くやるのは大切なことだと思います。ただ、数値目標の設定内容が、食育というよりも、むしろ知育の中の栄養学で取り扱う内容に偏ってしまう結果、食育の概念自体が誤解されてしまうように感じます。数値目標にすること自体が難しいと思いますが、やはりもっと食育というのは、生きる力、この言葉が適切かどうか分かりませんが、判断力を高めていくことに重点をおいた計画であってほしいと思います。

関澤座長 どうぞ。

西郷リスクコミュニケーション官 ここは食品安全委員会なものですから、安全に限った議論をしていただくというのが趣旨でございますけれども、それで食品の計画全体の話からいたしますと、数値目標は幾つか出てくることになっていて、9本ですか、そうなっているようです。

今、御紹介申し上げました食品の安全性ですけれども、その他食育に関心を持っている国民の割合の増加でございますとか、これは栄養学になるのかもしれませんが、朝御飯を食べない子どもたちをどう減らすとか、一概に栄養学だけではないかもしれませんが、栄養の専門家が、非常にその辺がクリティカルなところになっているという雰囲気は確かにあろうかと存じますけれども、それがすべてになっているという感じではないかと存じます。

関澤座長 では、小川さん、先にお願います。

小川専門委員 ちょっと教えてほしいんですけれども、都道府県もつくらなければならないということになっているんですが、計画の位置づけが基本計画となって、18年度から22年度までの5か年計画の推進について記載されている。

要するに、基本と言っている理由は、都道府県のひな形になるんだよみたいなことが書いてあるんですが、そういう理解でいいのかということ。

それから、ここで設けられている数値目標というのは、都道府県との関わりの中でどういうふうになってくるのか、もしわかれば。

西郷リスクコミュニケーション官 そこは、そんなにきちんとした議論にはなっていないと思います。ただ、地方公共団体の代表の方も入っていらして、地方でもいろいろやりたいと、ただ、地方によってやるのが違うことがあっていいんじゃないかということをおっしゃっております。

それから、都道府県、市町村もあるわけですが、法律によりますと、必ずつくれというわけではないけれども、つくったらどうということになっていて、計画上は国でつくったんだから、都道府県に働きかけていきましょうねという書き方になるはずだと思います。

ですので、都道府県も同じことを書けるということではなくて、それぞれのお立場で書かれることになるのではないかと、どうしなければいけないということではないのかもしれませんが。

ただ、数値目標との関連につきましては、各々全部違いますけれども、各省とも都道府

県からの積み上げの数字というよりは、正直なところをいうと、現状値がないところを無理やりやっているところもあって、省庁的な、例えば全国レベルのアンケート調査だとか、ああいうところから出して行って、それは省庁的になってしまうかもしれませんが、それだけ見て、この辺を取ったら上がったからいいというわけにはいかないの、サブ指標だとか、それから都道府県の取組みがどうだとかというのを見ながら、目標の達成度を数値目標と比較しながら総括していくということになるということだと思います。

数値目標そのものが、直接都道府県にどうなるという、その連絡というか、メカニズムがきちんと書いてある計画にはなっていないと思います。

関澤座長 よろしいでしょうか。では、高橋さん、どうぞ。

高橋専門委員 先ほどの蒲生委員の御発言なんですけれども、私はある意味、もっと栄養学的な問題、食生活と健康という非常に栄養学的なところに、もし集約できたのなら、その方がすっきりすると思うんです。

そうではなくて、家庭がもっとしっかりしなければいけない。その裏には母親がしっかりしなければいけないということが、文言には全然ありませんけれども、主語を当てはめて読むと、基本法は非常に頭に入りやすいと思います。あの法律は何度読んでも私の頭を素通りしていくんです。それは、言いたい主語として置きたいものを置いていないからです。

これだけ食の情報が氾濫しているその裏には、食べ物を売りたい業界からの発信がある。それからメディアが視聴率を高めたい、販売部数を高めたい、そのためにいいかげんな情報を含めてさんざん発信している。

そういう状況を何とかしないで、家庭をしっかりしろと言っても、もはや始まらないでしょうと私は言いたいんです。

ですから、もっとそっちの方に基本計画を集約してくれるのなら、非常にすっきりしたものになると、私は思っております。

神田さん、この点、いかがですか。

関澤座長 蒲生さん、どうぞ。

蒲生専門委員 栄養学という言い方が、適当ではなかったかもしれませんが、私は高橋先生のフードファディズムについての提言が、検討会であまり取り上げられなかったというのは、非常に残念なことだと思っています。先生がおっしゃったような、いろんな情報が氾濫している状況を判断する力、私は生きる力と言っておりますが、計画は判断力、気づく力というものにもっと注目したものであってほしい。だから、朝食は欠食しなければ

いいというだけではなくて、欠食をするということはどういうことなのかということを知ることができる力、そのような力を育成するための目標値であればいいなと思うのですが、その辺りがどのように進んでいるのかと思い、質問をしました。

関澤座長 ありがとうございます。私もこれを読んでいて、主語がはっきりしないなということは非常にあって、3ページ目から4ページ目にかかる辺りで、国民が安心して健全な食生活を実践できるように、食品を提供する立場にあるものが、その安全性の確保に万全を期すべくと、これは主語がはっきりしているんです。

次ですが、過去には食品の安全性の信頼を低下させる事案が発生していることもありという記述ですが、つづけて食品を消費する立場にあるものにおいても、食品の安全性を始めとする、知識と理解を深めるように努め、自らの判断で正しく選択していくと書いているのですが、しかしだれが食品の安全性の信頼を低下させたかという点、これは消費者がしたのではないんです。

そうすると、生産者や行政とかということになると思うんですけども、それが抜けていて、信頼を低下させる事案が発生していることもあり、消費者が自らの判断ですという書き方、文章が全然おかしくないかなと。これが基本計画ならば、こちら辺の文章はきちんとしてほしいという思いをもって読んでみました。

それから、高橋さんの御発言にもありましたけれども、私も教育の場に移りまして、大学の食品安全と健康というようなことでも講義していて、確かに教育者、高校、中学校、小学校の先生方を含めてですが、相当に古い知識を先生が教えて、また、それを学んだ学生がたくさんいて、私が教えると、先生の話聞いて初めてわかりましたという学生が非常に多いということに気づいております。

昔の危険性の高い農薬の話とか、食品添加物には発がん性が見つかったというようなことが蔓延しているという気がいたします。やはりその辺をきちんと分析して、より新しい知見に基づいた教科書なり、副読本、それからそういう知識をもった教育者を育てて、その中で食生活の健全性というのをきちんと強調していくようなことが、教育の内容と、そのツールの改善ということが、必要かなと私も思います。それなしでは、蒲生さんがおっしゃるように、間違った知識と言っていいと思うのですが、メディアだけではなくて、小さいころから教え込まれたこと、一旦思い込んだことは、なかなか改善できないんじゃないかと思います。

食育基本法に関する議論は、今後、食品安全委員会が必然的に関わってまいりますので、また詳しく御議論を是非していただきたいと思います。

今日のところ、蒲生さん、また関係の委員の高橋さん、神田さんを始め、ありがとうございました。

次の議題に移らせていただきたいと思いますけれども、3府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組みについてですが、食品安全委員会事務局から、まず御報告をいただきたいと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは、時間も残り少なくなってきましたので、さっとまいります。資料4-1を見ていただけますでしょうか。

前は、1月13日にこの調査会が開催されましたが、それ以降の取組みにつきましてまとめさせていただきます。

そこがございますように、まず、3府省連携しての意見交換会でございますが、13日には輸入食品の安全確保について、厚労省を主体に企画していただいたわけでございますが、埼玉県でございました。

16日には、京都府にて厚労省に企画していただきましたものでございました。ポジティブリストの導入が近づいてまいりますので、その意見交換がございました。

それから、1月31日、これは千歳市との共催ということだったかと思いますが、見上委員が出張いたしまして、意見交換会を行っております。添加物の関係でございました。それから、2月に入りまして、魚介類の摂取と水銀に関する正しい理解ということで、宮城県でございました。

その他、2月14日に広島で、残留農薬等のポジティブリストでございました。

それから、2月14日には、農水省、厚労省が共催でOIEのコードの改正につきまして、意見交換会を行いました。

今後の予定でございますが、ここに書いてあるとおりでございます。

なお、今日配ったチラシでございますけれども、いわゆるイソフラボン関係について意見交換会が28日に大阪、3月2日東京というふうに予定されてございます。

続きまして、食品安全委員会関係につきまして、若干お話しします。

別紙1を見ていただきますと、意見交換会につきましては、2月10日に和洋女子大学で、先ほど対象を絞ったというお話がございましたけれども、この方は栄養関係の専門の方が中心でございますけれども、委員が出張いたしまして意見交換会を行っております。

それから、意見・情報の募集の実施状況でございますが、最初に平成18年度食品安全委員会運営計画(案)に関する御意見・情報の募集でございますが、これが参考3で書かれているものでございまして「企画専門調査会における審議状況について」でございますが、

これが3月15日までの間でございますけれども、パブリック・コメントにかかっておりません。

なぜもってきたかと申しますと、リスクコミュニケーション専門調査会に関する事項もでございますものですから挙げました。

時間がないので、ちょっとだけ触れさせていただきます。

まず、参考3の1ページを見ていただきますと、ここに重点事項と書いてございますけれども、2のポツの4つ目、ここに、全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上、あるいは実施体制をよくしますといったこととか、新たに、地域におけるセミナーの指導社の育成や教材の提供、これが若干新しい予算が900万円ほど取れております。これは前回も御紹介申し上げましたけれども、こういったことで、若干きめの細かいリスクコミュニケーションのツールとかをつくっていくことになると思います。

ポツの2つ目は同じでございますけれども、いろんなツールを使ってリスクコミュニケーションをやっておりますということでございます。

めくっていただきますと、2ページ、「③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催」というのがございまして、これは去年とほとんど同じですけれども、おおむね1～2か月ごとに開催ということで、効果的なリスクコミュニケーション、それから意見交換会の評価について調査審議して、随時とりまとめということになっております。

それから、食育のことが入ってきてございます。

あとは、年度ごとでございますけれども、リスクコミュニケーションについて総括していただくといったことも入ってございます。

あと、目新しいところを申しますと、5ページでございますが「第4 リスクコミュニケーションの促進」というのがございますが「2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」と書いてございます。ここが先ほど申し上げましたもので、今まで自治体との連携というのは結構あったんでございますけれども、例えば消費者団体の方々とか、あるいはNPOだとか、そういったところに委員が出張していきなり、あるいはそういったところに教材の提供、先ほど座長から副読本というお話がございましたが、そういったことについての開発を一緒にやるという事業を始めようと思っているところでございます。

次の6ページを見ていただきますと、先ほどメディアのことがございましたが「5 情報の提供・相談等の実施」のところの第2段落の最後の方に、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うといったこと。

「7 食育の推進への貢献」ということで、食育基本法ができたので頑張りましょうと

いったことが書いてあるということでございます。

最後に 8 ページに、先ほどからいろいろ登場しておりますが「第 7 食品の安全性の確保に関する調査」というところの⑤にリスクコミュニケーションに関する調査についても行うといったようなことになってございます。これを御紹介させていただきます。

次の 4 ページをめくっていただきますと「3. 情報の発信」というところで、季刊誌は既に前回の調査会のおきにお出ししましたが、その次に 1 月 20 日に米国から到着した脊柱を含む子牛肉の確認について松田食品安全担当大臣談話、これが参考 4 - 1 でございます。

それから 4 - 2 に、2 月 1 日に記者会見メモというもので、大臣からこの間の背骨が入っていたことに関しましてのメッセージを出させていただいているということです。あとは書いてあるとおりでございます。

5 ページに、先ほど蒲生さんから御指摘がございましたけれども「ニッポン日本食育フェア第 3 回食育総合展」というのが 1 月 14、15 日に東京で開催されまして、そこで内閣府といたしましても食育推進室と協同でブースに出展をさせていただきました。それでいろいろ展示を行ったところでございます。

食品安全委員会は、以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。それでは、厚生労働省からお願いいたします。

藤井大臣官房参事官 厚生労働省の方は、7 ページから御覧いただきたいと思います。

取組みについてというのは、1 月 12 日から 2 月 16 日の間ということで、お示しをしております。

「1. 意見交換会等の開催状況」は、先ほど西郷さんの方から御説明があったのとダブリますので、省略をさせていただきたいと思います。

「2. 意見募集の実施状況」は、この間については意見募集はございません。

3. の(2)のところ、ホームページで最新情報について、随時情報提供をしております。

この間、ざっと次のページまで御覧いただきますと、米国の牛肉絡みの話、そして輸入食品関係、それで健康食品関係のイソフラボンとアガリクスの辺についてを今回は情報提供させていただいております。

一番最後のパンフレットの作成であります。資料の確認のところでも西郷さんの方から御紹介がありましたように、委員の皆さん方のお手元には、厚生労働省が今回作成をしました「食品の安全確保に関する取組」というパンフレットをお配りしております。

これは、厚生労働省等が実施をします意見交換会等でも配布させていただきたいと思

ます。中身で若干制度の話でありますとか、数字の話がありまして、これは変更点がございいますので、できれば1年に一度は新しい内容にしたものにつくり変えていきたいということ考えております。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。それでは、農林水産省の方からお願いいたします。

中山消費者情報官補佐 農林水産省でございます。資料の9ページから農林水産省の資料となっておりますので、御覧ください。

資料としましては、厚生労働省同様、1月12日から2月16日までの取組みとしてまとめております。

「(2)個別のテーマごとに意見交換会等」でございますけれども、先ほどの食品安全委員会からも御紹介がありましたように、1月16日に米国及びカナダにおける施設の査察結果について説明会を開催させていただきました。

また、先ほどリスクコミュニケーションは食品の安全に関するものだけではないという話もありましたが、私どもの消費安全局では、植物防疫、それから家畜衛生、直接消費者の安全に関係のないリスク管理もやっております。そういった点から植物検疫について、2月7日に宮城県仙台市で意見交換会を開催いたしました。

これは、主に何かを改正するからというような御意見をいただくという観点からではなく、情報提供を中心に行ったものでございます。

それから、2月14日には、OIEの総会において検討が予定されているBSEルール改正。これは直接我が国のリスク管理を改正するというものではございませんけれども、リスク管理機関として、そこに我が国としての方針を出すに当たって、関係者の方々から御意見をいただきたいということで開催したものでございます。

それから、地方濃政局等における意見交換会等の取組みについては、特に大きなものはございませんけれども、地方事務所もいろいろ意見交換ですとか、講師の派遣などに取り組んでおります。

それから、意見募集の実施状況は、この期間中7件ございました。

一番最初でございますけれども、Dクロプロステノールという有効成分の入っている注射剤の輸入が承認されることに伴って、使用基準の設定を新たに行うということについて行ったものです。

次の家畜伝染病予防法規則の一部を改正というのは、幾つかあるんですけども、主な点といたしましては、身体障害者補助犬を輸入できる港、こういったものが今まで17空海

港に限られていたものを、38 空海港を加えて、55 空海港に拡大する点について意見募集をしたものでございます。

その次の動物用抗生物質医薬品基準の一部改正案についてですが、こちらの方は硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする外用剤が動物医薬品として新たに製造・販売承認されることに伴って、動物用抗生物質医薬品基準の一部改正ということについて行いました。

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令等についてでございますけれども、こちらの方は航空貨物による植物類が輸入できる空港として新北九州空港、それから携帯品としてお客様がお持ちになる植物類の輸入ができる空港として花巻空港を新たに追加する件についていただいたものでございます。

それから、DNA 技術応用飼料の確認申請案件に係るものでございますが、こちらの方は害虫抵抗性トウモロコシ 2 件と、害虫抵抗性ワタ 2 件について行っております。あと、無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策に関する意見・情報の募集の内容は、局長通知の改正に当たるんですけれども、非常に関心の高い方が多いということで、意見募集させていただいております。

最後になりますけれども、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正ということで、5 月に導入されるポジティブリスト制度に向けまして、駆虫剤などの動物用医薬品の使用基準を新たにつくったもの。それから、もう既に承認されていないものの削除、そういうものをまとめて意見募集したところでございます。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。それでは、食品安全モニターからの報告と「食の安全ダイヤル」に寄せられた御質問等について吉岡課長からお願いします。

吉岡勸告広報課長 それでは、食品安全委員会では食品安全モニターを通じた意見等の把握、また「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等を受け付けておりますが、まず、資料 4 - 2 でございます。

食品安全モニターからの報告、17 年 12 月分でございます。12 月中の報告は 54 件ございまして、うち B S E 関係が 23 件ございました。また、リスクコミュニケーション関係で 4 件の御報告をいただいております。

リスクコミュニケーションに関係する部分でございますが、2 ページにまいりまして、「食品安全モニター活動を通して考えること」ということで、テレビ、新聞の活用や「市政だより」「公民館だより」などに食品安全委員会が発信する情報コーナーを設けてはどうか。また、小さな自治体でのわかりやすいシンポジウムや説明会の実施などを考え

ではどうでしょうかという御意見でございます。

これに対するコメントとしては、食品安全委員会では、ホームページを始めとして季刊誌やパンフレットなど、さまざまな媒体、機会を通じて情報の提供に努めているところでございまして、自治体と共有化を図るということも大変重要ということで、自治体と情報や意見の交換を行う連絡会議を定期的で開催しているほか、こちらからの情報について自治体に対して正確な情報の伝達、住民への広報を依頼したこともございます。

また、地方の意見交換会への講師派遣や共催などにも積極的に取り組んでいるところでございます。

また、先ほどから御意見がございましてマスメディアとの関係では、その関係者との間で定期的に懇談会を行っているというところでございまして、今後とも情報の普及に努めてまいりたいというコメントを出しております。

また、3ページが「2．リスクコミュニケーション関係」でございます。

米国・カナダ産牛肉に関する意見交換会に参加して、タイムリーな企画で評価案についての専門調査会委員の講演は、難解な内容を理解するのに役立ったという御意見。

それから、米国・カナダ産牛肉等への対応の説明会コミュニケーションの在り方ということで、こちらの方はリスク管理官庁の方で行われた説明会に対する御意見でございまして、急遽の開催、主催者側の一方的説明と司会の進行、難聴者への配慮等について改善すべきという御意見でございまして、こちらについては厚生労働省、農林水産省からコメントをいただいております。

5ページは「3．BSE関係」でございまして、米国・カナダ産牛肉の輸入再開に関連しまして、その内容について周知徹底させるべき、またしっかりした情報提供に努めてもらいたい。

6ページにまいりまして、消費者にもっと納得のいく説明をお願いしたい。国民に対してわかりやすくポスター等でPRしたらいいといった御意見とか、飼料規制あるいは日本向け輸入プログラムの遵守等についての御意見がございました。

なお、食品安全モニターからの御意見でございますが、1月に49件、2月は16日現在でございまして、42件の報告がございました。

引き続きまして、資料4-3でございます。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等について（1月分）」でございます。

1月分は41件ございまして、うちBSE関係が10件でございます。問い合わせの多い質問等ということで載せさせていただきました主な意見でございますが、食品安全委員会

が設置されて、それまでの食品安全行政と大きく変わった点について教えてください。

それから、米国・カナダ産牛肉の輸入が再開されて約一か月で特定危険部位である脊柱の混入が見つかり、輸入手続が一時停止されましたが、食品安全委員会としては、今後どのように対応していくのですかという御意見がございました。

なお、2月に入りましてからの「食の安全ダイヤル」を通じた御質問等でございますが、16日現在で96件ございます。うちBSE関係が19件ございまして、2月に入りましてからは大豆イソフラボンの関係についてのダイヤルに関しましては、御質問等が多くなっているという現時点での状況でございます。

以上でございます。

関澤座長 どうもありがとうございました。3府省、またモニターからの報告、「食の安全ダイヤル」について御報告をいただきましたが、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

神田専門委員 脊柱関係の問題ですけれども、食品安全担当大臣の談話ということで出された資料が参考4-1にございまして、その裏側のところにどういった談話があったかということが3点載せてあります。

要するに3番のところだと思いますけれども「これまでの食品安全委員会の議論を踏まえて適切に対応すべきものである」という表現で終わっておりますが、この「適切に対応すべきものである」というところは、これはこの文章といたしましても、具体的にこれとこういうところがあるじゃないかというような指摘はなさっているのかということと、その状況について食品安全委員会において報告を聴取する考えであると厳しく言っているわけですけれども、これに対しての反応とか返事だとか、その後、何かお答えとかというのがあるのでしょうか。

私たちも、勿論アメリカが悪いわけですけれども、国内のリスク管理のところの問題もあるかということで、いろいろそういった声があるわけです。

その辺については、なかなかアメリカが悪いということで、国内の問題はきちんとやっていたとお答えをいただいているわけですけれども、そうはいてもどこに問題があったのかということについては、私たちもきちんと分析して、再発防止のための一つの大きな役割を果たしてほしいなと思っているものですから、その辺の3に対しての状況、中身がどういうことになっているかということをお聞きしたいと思います。

関澤座長 どうぞ。

西郷リスクコミュニケーション官 日々いろいろなことが起きてまいりますので、正確に一言では申し述べられませんが、まず、談話でございますけれども、1月20日に見つかった、たしか夕方からずっとニュースになって、たしか1月20日の夜に何とかホームページ掲載まで間に合ったという経緯がございます。

ですから、あの段階のお話でございますので、今、神田さんが御指摘になったような3 . の表現になったわけでございます。

それが、参考4 - 2に、それから10日経ってからのんですけれども、大臣としては食品安全委員会の委員長、それから委員と接して、そこに書いてあるようなことを、言ってみればきちんと調べてもらうということと、信頼回復のためのリスクコミュニケーションが重要であるということが主だと思いますけれども、最後に見極めつつ確保に努めてまいりたいということでございますけれども、先週末に向こうからの報告書も出たという話もございますけれども、今のところは、各省も見えていますからあれですけれども、そもそも1月20日に起きたことが、本当の単なるミスだと片づけていいものなのか、それともリスクプログラムの根底を崩すような話なのか、それについてはしっかり調べてほしいということ、調べていただいているんだと思いますが、それから、もし単なるミスだということであるのならば、再発防止策どうするんだとか、そういったことまで含めて御報告をいただくといったことを、逆に言うと、委員会としては待っているというか、大臣の言葉を借りますと、見守っている、あるいは見極めたいということでございますけれども、そういったことが続いているということでございます。

関澤座長 よろしいでしょうか。そのほかにもございますでしょうか。

私の方から1点なのですが、各府省、特に回数的に言うと、農林水産省ではいろいろたくさん意見交換会とか開催されておられて、それでどういうところが前進したかというか、理解を深めることができたかとか、またニュースをエキスプレスで流されているわけですが、どういう反応があったかというようなことも少し付け加えていただくと、私たちも参考になるかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

中山消費者情報官補佐 今回、この期間中に開催されたものということでしょうか。

関澤座長 いや、それまでのでも結構ですけれども。

中山消費者情報官補佐 そうですね、なかなかリスクコミュニケーションといいますか、意見交換会の形でするものについて、その結果をこうであったと評価することは非常に難しいということで、私どももやり方については、いろいろ考えてはいるところです。先ほどの議論にもありますけれども、意見交換会はこういった目的で開催するかということに

ついて、やる側も、それからそこに参加していただく方も、正しくそのところを把握してやらないことには、なかなかそこから出てくる結果というのが見えにくいなというのを最近痛感しているところです。

先ほど言ったように、OIEのような形で、リスク管理としてコメントを出すとか、そういったところに御意見を反映ささせていくというものもございませし、それから植物防疫のところでは言いましたけれども、どちらかといえば、こういうリスクがありますよとか、こういう管理をやっておりますということをまず知っていただくというような情報提供を中心にやっているものもございませ。そういうところを、まず仕分けをして、そこから出てきた結果というのを検討しなければいけないなと思っております。どういう形で、成果と申しますか、前進があったということをはかるのはなかなか難しいなと、今、まさに思っているところでございませ。

リスクコミュニケーションは、取組みを始めてそろそろ3年近くになるうとしているので、成果のようなところを、今後、専門調査会などの場も通じてですけれども、出していかなければと思っているところでございませ。

済みません、あまり回答になりませんけれども。

関澤座長 ほかの府省も大変な御努力をなさっていらっしゃることは十分理解できますので、御報告の中にやったことに加えプラスのこと、どういった前進、あるいはどういった点でまだまだ課題が残ったということも、別に今回に限らずですけれども、付け加えていただけますと、私たちも、そういう点では改善すべき点が残っているなということで、議論が発展するかと思いましたので、特にございましたらお願いませ。

藤井大臣官房参事官 実際に意見交換会をやっておりませ、その後に、来られた方々にアンケートをほぼ同じ形式で取っております。そういう意味では、いろいろな分析ができるはずなんです、テーマが違うものですから、返ってくるレスポンスというのでも必ずしも同じ傾向でないという部分が現在までございませ。

非常に概括的の感想めいたことになるんですが、意見交換会には、非常にいろんな消費者の方から、専門家の方、事業者の方、関係者が一堂に会するということになっておりませので、まず、こちらから説明をして意見交換をするというパターンの中で、説明が簡単過ぎたという意見と、全く反対に難し過ぎたという意見が出てくるということもございませ。

それから、時間にしても説明が短過ぎた、長過ぎたという意見もございませ。意見交換の方につきませても、そこは多くの方が比較的短過ぎたという意見が多いような気がしま

す。説明と意見交換のバランス、時間的なバランスについてもさまざまな正反対の意見があるという印象を持っておりまして、そういう意味では非常にやり方が難しいと言いながらも、多くの意見をいただいたことを若干でも修正をしながら次回に生かしていくというやり方を現在やっております。

関澤座長 ありがとうございます。ほかに、いろいろお気づきの点は多々おありだと思えますが、そういったことをお聞きして、そういうギャップが大きい、そのギャップをいかに解消していくかということでも、皆さんにまたいろいろ御検討いただければと思います。ありがとうございました。

3府省の御報告について、特に御意見、御議論、御質問はございますでしょうか。次に、また別の食育関連の会議にお出になる委員もおられるということなのですが、今日、御用意いただいた3つの議題について、活発な御討論をいただいたと思います。

最後に、その他とございますが、事務局の方で何かございますか。

西郷リスクコミュニケーション官 特にございません。

関澤座長 どうぞ。

福田専門委員 BSEのことに関してですけれども、昨年7月6日大阪でのモニター会議で、リスク管理の質問があったのですが、そのときに過去、日本からアメリカに牛肉を輸出していたときに、アメリカの検査官の方が工場に直接来て、いろいろ詳しい内容ははっきり思い出せませんが、結構踏み込んだ調査をして、その人たちの許可を得たものをアメリカに輸出したという話を聞きました。

今回、こういうBSEの脊柱の混入の話がありまして、お話を聞いているとアメリカのリスク管理の問題だから日本は直接関知出来ないということですが、日本としては、過去にそういう事例があったということをふまえて、どこまで踏み込んだ対応が相手国に対してできるのかということと、今回、アメリカ側から定期査察や抜き打ち検査のために施設工場に来ていいですよというニュースもありましたが、相手国からの容認を待つのでなく日本独自でどのくらい日本の国民の望むリスク管理を要請できるのかということが知りたいのですが。

関澤座長 お願いいたします。

藤井大臣官房参事官 特に牛肉の輸出・輸入ということに関しましては、ほかの国際貿易の二国間の枠組みも一緒なんですけど、相手国のルールに合わせるというのが原則になっております。

そういう意味では、日本からアメリカに牛肉を輸出する場合は、アメリカの求める基準

に合ったものを日本政府として認定をして、施設になりますが、そこから基準に合ったものが日本から輸出をされると。それについては、きちんとやっているかどうかということについて、アメリカ政府が確認をしにくるという形になっています。

アメリカから日本に牛肉が輸出される場合も、その逆も全く同じでありまして、日本の基準に合うようなものをアメリカで施設認定なり、牛肉というものを認証していただいて、それが入ってくると。

日本から輸出をするときも、アメリカから日本が輸入するときも出す方が一義的に責任を持つと。ですから、日本からアメリカに輸出をされるときには、日本政府がそのものについては責任を持つ、アメリカから日本へ輸出をされる場合には、アメリカ政府が責任を持つということになっております。

日本がどこまでアメリカから輸出をされるものについて関与ができるかということについては、査察ということで、現地へ行って、きちんとした体制・整備が整っているのか、整備、そして基準にのっとったものが、現に輸出をされているのかという現認をしてくるという査察というものをやって、念のために確認をするということをやっているというのが現状です。

今回、問題が起こりまして、先週末にアメリカ政府の方から原因究明と改善方策に対するレポートというものが出てきましたので、今後については、そのレポートをきちんと精査をした上で、どういう対応を取るべきなのかというのを検討していくということになるかと思えます。

関澤座長 福田さん、よろしいでしょうか。

福田専門委員 はい。

関澤座長 どうぞ。

犬伏専門委員 今のお話があったので、ちょっとだけ教えてください。

私は、今朝読んでいないんですけども、毎日新聞に何かある外資系の商社が骨付きをあえて注文したというのが出ていたというお話があったんです。

それで、今のお話ですが、出す方と輸入する方、こういうものというのは条件を付けたわけですね。市場原理というのがあるって、A社、B社、それぞれが相手の国のどこそこに、私はそういうものがほしいんだと注文して買い取ることができるんですか、できないんですかと、そこだけちょっと教えてください。

つまり国としては危険部位を付けたものは輸入しない、それだとリスクは日本の20か月以下と一緒にだという判定をされたわけですね。でも、日本の中のある商社が、それは関係

ないと、私はここに付いたものがほしいんだといって注文して買うということが出来るのか、できないのか、そこだけ教えてほしいと思います。

藤井大臣官房参事官 それは、できません。牛肉の日本への輸入に関しては、アメリカとはきちんと輸出プログラムということで取り決めをしておりますから、それに該当しないものは輸出もできませんし、輸入も勿論国内としては受け入れることができないということになります。

犬伏専門委員 だとするならば、今日の報道がうそか本当かわからないんですけども、見ていないし、わからないんですが、今、高橋先生がお持ちだということですが、そうになると、日本の中で、さっき神田さんが国として国内の責任というお話があったんですが、過去のえさと同じで、一遍の通知を出していた、けどそれすら日本の国内の商社が知らなかったというようなことが起こったとしたら、それはどういうことになるんでしょうと。まだ、見ていないのでよくわからないんですけども、そこをちょっと心配したんですが。

藤井大臣官房参事官 報道等で日本の商社が骨付きと想定をされるようなものを依頼したと、向こう側に対して輸出を依頼したという記事があるのは承知しております。

それについても、きちんと内容について、現在確認を私どもの方でしているところでありますので、現時点で、ちょっとコメントというのは差し控えさせていただきたいと思えます。

関澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、予定の時間となりましたので、本日は活発な御討論をありがとうございました。

次回以降については、また事務局から日程調整等をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

どうも御苦労様でした。